

参 考 資 料

環 境 方 針

1 基 本 理 念

市川市は、環境基本条例の理念に基づき、健全で良好な環境の恵みを市民一人ひとりが享受するとともに将来世代に継承していくために、市民、事業者、市の協働のもとに自然との共生に配慮し、地球環境保全や循環型社会の形成に積極的に関わり、持続可能なまちづくりを目指します。また、市自身が事業者として事務事業における環境への負荷の低減を図り、その継続的な改善に努めます。

2 基 本 方 針

- (1) 環境マネジメントシステムの運用と継続的改善を通じて、環境への負荷の低減及び環境の保全と創造の推進に努めます。
- (2) 第二次市川市環境基本計画に定める「自然が息づくまち」、「地球にやさしいまち」、「健やかに暮らせるまち」、「資源を大切にするまち」、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の5つの基本理念を踏まえ、中長期的な展望のもとに環境関連施策を推進していきます。
- (3) 事務事業に起因する環境への負荷を低減するため、特に次の事項については優先的に取り組みます。
 - ① 省エネルギー対策及び地球温暖化対策の推進
 - ② 省資源対策及びグリーン購入の推進
- (4) 環境関連法令を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- (5) 市の事務事業に起因する環境への負荷の低減対策と環境の保全と創造に関する施策の実施状況を公表します。

平成27年 4 月 1 日

市川市長 大 久 保 博

1-1-1. 市川市環境審議会

■市川市環境審議会委員（平成30年4月1日現在）

役 職	氏 名	選 出 別	役 職	氏 名	選 出 別
会 長	平 原 隆 史	学識経験者	委 員	西 原 勝 徳	市内の事業場の代表者
副会長	道 下 経 枝	市民の代表者	〃	後 藤 政 幸	学識経験者
委 員	稲 葉 健 二	議会の推薦した議員	〃	小 倉 裕 直	〃
〃	秋 本 の り 子	〃	〃	大 野 京 子	〃
〃	高 坂 進	〃	〃	新 井 るり子	〃
〃	青 山 博 一	〃	〃	石 井 利 和	農業の代表者
〃	石 原 よしのり	〃	〃	御 代 川 薫	漁業の代表者
〃	久 保 川 隆 志	〃	〃	西 山 恵美子	市民の代表者
〃	辰 田 享 一	市内の事業場の代表者			

■市川市環境審議会専門委員（平成30年4月1日現在）

小 林 達 明	千葉大学 園芸学部 教授
松 本 真 哉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授

■市川市が加入している協議会等

名 称	設立の目的及び事業	加入団体
東京湾岸自治体環境保全会議	東京湾の水質浄化を図るため、東京湾岸の自治体が広域的な対策について協議し、連带的・統一的な環境行政の推進や東京湾に親しむ啓発活動、国への要望活動などを行っています。	1 都 2 県 6 区 16 市 1 町

1-1-2. 市川市環境市民会議

本市では平成10年7月に「市川市環境基本条例」を施行しました。これを受け、平成12年2月には「市川市環境基本計画」を策定し、計画期間終了に伴い、平成24年3月には「第二次市川市環境基本計画」を策定しました。平成24年度からは“みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ”を基本目標に、様々な環境施策に取り組んでいます。

また、こうした施策に対する市民の評価に加え、政策立案に際して市民意見を反映させる方法の一つとして、市民自らの運営による市川市環境市民会議を設置し、様々なテーマについて市民と行政が協働して取り組んでいます。

これまで6回設置され、設置毎に貴重な提言をいただき、大きな成果を挙げています。こうした施策は市民の目線で、市民自らの参加に基づく実践的な取り組みとして定着してきています。

■環境市民会議の設置状況

期別	設置期間	テーマ	成果
I	1999年2月 ～1999年9月	「環境基本計画」策定に向けた市民意見の聴取と計画への反映。	「市川市環境基本計画への市民提案書」を作成、提出。
II	2000年9月 ～2001年3月	地球環境問題を以下の視点から検討。 ①省資源、省エネ②循環型社会の構築③自然環境の保全	地球温暖化防止のための「市民行動計画」～市民のローカルアジェンダ市川～を策定、提出。
III	2001年10月 ～2002年3月	「環境家計簿の取組みを広げ、マイバッグ運動を地域で進める」ための方策。	「環境家計簿の普及とマイバッグ運動の推進の方向に係る報告書(本文と資料編)」を作成、提出。
IV	2006年10月 ～2007年3月	「環境学習推進」のための方策を探る。	「“市民が参加しやすい魅力的な環境学習の推進”の方策に係る報告書」を作成提出。
V	2007年12月 ～2008年8月	市民・企業・行政等あらゆる主体を取込んだ「いちかわぐるみで取り組む地球温暖化対策」の提案。	報告書「いちかわぐるみで取り組む地球温暖化対策」を作成し、市長に提出。
VI	2009年7月 ～2010年2月	「みんなで築く持続可能な社会のために」～次期環境基本計画策定に向けて～の提案。	報告書「みんなで築く持続可能な社会のために」を作成し、市長に提出。

1-2-1. 環境基本計画における関連事業

基本理念	施策分野	施策の方向 (環境目的)	事務事業名	事業概要	担当課
自然が息づくまち	自然環境の保全再生	生物多様性の保全再生	生物多様性等推進事業	生物多様性いちはわ戦略を推進するため、市の地図情報システムを活用して市民参加によるモニタリング調査を実施するとともに、庁内外に生物多様性を広めていくための取り組みを展開する。	自然環境課
			自然環境管理事業	樹林地評価制度、民有緑地の保全協定、みどりのボランティアの活動支援、大柏川ビジターセンター等の管理、絶滅危惧種イノカシラフラスコモの保護保全を実施し、市民との協働により自然環境の保全等を図る。	自然環境課
	自然とのふれあいつくり	水や緑とのふれあいの場の確保	巨樹巨木補助事業	市街地に残された貴重な巨木やクロマツの保存・育成を目的として、樹木の所有者と市の間で協定を結び、良好な都市環境の形成に資するため、協定樹木の管理等を行うものに対して樹木の剪定費用の一部を補助金として交付する。	自然環境課
			公園緑地整備事業	公園が市街地の環境維持向上に重要な役割を果たすことから、新規の公園や緑地の整備を進める。	公園緑地課
			公園緑地施設整備事業	市街地環境の維持向上のため、既存の公園や緑地において施設の新設・改修を行うほか、道路上の街路樹整備を行う。	公園緑地課
			国分川調節池上部活用事業	治水施設である国分川調節池において、水辺環境の保全を図るとともに、平常時に上部利用を図るため、スポーツを楽しめる多目的広場や駐車場等を整備する。	公園緑地課
			都市基盤河川改修事業(大柏川)	大柏川の浜道橋上流から鎌ヶ谷市境までの1,621mの区間について、河川改修を進め、浸水被害の解消を図る。	河川・下水道建設課
			ガーデニング・シティいちはわ整備事業	本市では市街化により緑や草花が減少しているため、主な公共施設(駅前広場、主要道路等)において、花壇や植栽帯を設置し、四季の草花や市の花であるバラを植栽する。	公園緑地課
	都市農業の振興 都市型水産業の振興		減農薬栽培推進事業	環境にやさしい農業として梨農家や施設園芸農家が、減農薬栽培用資材等を設置するための経費に対し補助することで、農薬の使用量が減少し、より安全な農産物の生産と品質向上、収量の増加、農業経営の安定化を図る。	農政課
			採貝業振興対策事業	貝類の水揚げを安定させるためその稚貝の移殖放流を行う事業及び漁場内で形成されていた藻場を再生し母貝拠点を造成する事業	地域整備課
地球にやさしいまち	地球温暖化への対策	温室効果ガスの排出削減	地球温暖化対策推進事業(環境フェア)	市民への環境情報の提供や環境に関する知識の普及、環境学習のきっかけづくり、各団体の環境活動の発表の場の提供などを目的に市民、事業者、行政が協働で開催。	環境政策課
			地球温暖化対策推進事業(再生可能エネルギー)	風力や太陽光発電などの内容を取り入れた環境学習を小学校等で実施。	環境政策課
			地球温暖化対策推進事業(環境活動推進員制度)	市民の環境配慮意識の向上、行動を促すため、環境活動推進員による啓発をイベントや小学校などで実施。	環境政策課
			地球温暖化対策推進事業(緑のカーテン事業)	市民の「緑のカーテン」への取り組みを促すため、公共施設への設置、苗の配布、写真展などを実施。	環境政策課
			発電及び電気供給事業	ごみを焼却した際に発生する熱を回収し廃棄物発電を行い、発電した電気はクリーンセンター所内で使用するほか、隣接する余熱利用施設にも供給し、さらに電力会社への安定的な送電(売電)を行う事業。	クリーンセンター
		再生可能エネルギー利用の推進	スマートハウス普及促進事業	家庭における地球温暖化対策を推進するため、スマートハウス関連設備設置費の一部を補助金として交付する事業。	環境政策課

基本理念	施策分野	施策の方向 (環境目的)	事務事業名	事業概要	担当課
健やかに暮らせるまち	生活環境の保全	大気環境の保全	大気汚染防止対策事業 (大気環境の監視)	大気汚染防止法に基づき大気汚染の常時監視、有害大気汚染物質等モニタリング調査、モニタリングマニュアルに基づき微小粒子状物質成分分析を行っている。	環境保全課
			大気汚染防止対策事業 (事業所等の調査・指導)	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の規制、事業場のばい煙測定を行い排出基準の適合を確認し指導を行っている。また、 <u>アスベスト</u> の飛散を防止するため、除去等の作業については規制を実施しているほか、建築材に含まれている恐れのある解体作業についてはパトロールを実施して監視している。	環境保全課
		水環境の保全	生活排水対策推進事業	第三次市川市生活排水対策推進計画に基づき、生活排水による市内河川の水質汚濁改善のために、環境活動推進員(エコライフ推進員)と連携し、家庭でできる生活排水対策の啓発を実施。	環境保全課 環境政策課
			水質汚濁防止対策事業 (公共用水域及び地下水質の監視)	水質汚濁防止法第15条により公共用水域・地下水の常時監視が市川市に義務付けられ、千葉県水質測定計画に基づき調査を実施している。	環境保全課
			水質汚濁防止対策事業 (工場事業場の排水調査)	法令等に該当する工場、事業場等に立ち入り調査を行い、公共用水域に排出される水を調査し、その結果に基づき行政指導を行っている。	環境保全課
			合併処理浄化槽設置 整備補助事業	市川市高度処理型合併処理浄化槽設置設備事業補助金交付要綱に基づき、高度処理型合併浄化槽へ転換した者について、予算の範囲内で設置費の一部を補助し、公共水域の水質汚濁防止の推進を図る。	河川・下水道 管 理 課
		地質環境の保全	土壌汚染防止対策事業	土壌汚染対策法に基づく、汚染土壌処理業の許可、土地の形質変更届の受理及び調査命令の発出、環境保全条例に基づく各種届出の受理、指導を行っている。	環境保全課
		騒音、振動及び悪臭の防止	騒音・振動防止対策事業(騒音発生源の調査)	騒音・振動の規制対象事業所や建設作業における重機使用時の騒音・振動に対する苦情について立ち入り調査を実施し、事業者等に近隣への配慮を行うよう指導を行っている。また、委託調査として、自動車騒音常時監視、航空機騒音自動測定を行っている。	環境保全課
			悪臭防止対策事業 (事業場の委託調査)	悪臭が懸念される事業場を対象に、排出口や敷地境界において臭気濃度の測定を実施し、基準を超過した事業所には施設・設備等の改善指導を行っている。	環境保全課
		化学物質等の適正な管理	化学物質対策事業 (一般環境の監視・調査)	<u>ダイオキシン類</u> による市内の汚染状況を把握するため、大気、河川の水質及び底質、土壌について調査を行っている。	環境保全課
		環境にやさしいまちづくり	公共下水道整備事業	公共下水道事業計画に基づき、汚水管の整備及び時間雨量50mmに対応する雨水管渠やポンプ場の整備を行っている。	河川・下水道 建 設 課
			雨水貯留施設及び雨水浸透施設設置助成事業	河川及び水路の氾濫を防止し、地下水への涵養及び雨水の再利用を図る施設を設置した者に対し、予算の範囲内で各助成金交付要綱に則り助成するもの。	河川・下水道 管 理 課
			人にやさしい道づくり 重点地区整備事業	平成15年に策定した「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市内主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進め、市民が安心して利用できる歩行空間整備を図るもの。	道路建設課
			電線類地中化事業	電線類を地中化することにより、良好な景観を形成し、安全で、快適な歩行空間の確保を図り、災害時における電柱の倒壊を防止する等の目的とするもの。	道路建設課
			排水路整備事業	「市川市雨水排水基本計画」に位置づけられた排水路などを整備することにより、市内に点在する浸水常襲地域の被害の軽減を図る。	河川・下水道 建 設 課
		放射線量低減対策の推進	放射線量低減対策推進事業	大気中の放射線量の把握のため、小学校や公園等でシンチレーション式放射線量測定機による測定を行い、市公式Webサイト等で公表している。また、市民等を対象に、簡易式測定機の貸出しを市内3箇所で行っている。	環境保全課

基本理念	施策分野	施策の方向 (環境目的)	事務事業名	事業概要	担当課
資源を大切に するまち	3R の 推進	廃棄物の発生 及び排出の 抑制	ごみ減量・資源化啓発事業	「資源循環型都市いちかわ」を目指し、広報誌の発行や出前説明会の開催等、ごみの減量・資源化の啓発を実施する。	循環型社会 推進課
			ごみ減量化・資源化 協力店推進事業	商品の簡易包装の促進や使い捨て製品の取扱い削減、レジ袋の削減方策を様々な観点から検討していく。	循環型社会 推進課
	廃棄物の 処理の 適正 推進	廃棄物の適正 処理の確保	事業系ごみ適正 処理、減量・資源化 促進事業	不適正事業所に啓発チラシの配布や訪問指導を実施し適正処理を図ると共に、許可業者に対しては搬入物検査により資源物を確認し資源化を促す。	循環型社会 推進課
			不法投棄防止事業	ごみ集積所でない場所に不法投棄されたごみ、ルールを守らないで捨てられたごみの処理を行う。	清掃事業課
環境をみんな で守り育てる 活力あふれるまち	環境学習の 推進	環境学習の 実施	体験学習事業 (米作り等農業体験の推進)	小川再生親子ふれあい農園内の水田畑において、自然と人とのふれあい、勤労と収穫の喜びを体験する事業	青 少 年 育 成 課
			自然環境講座事業 (環境学習の実施)	子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成する講座。	自然環境課
			広報啓発事業 (環境学習の実施)	クリーンセンターおよび衛生処理場において、来場者の施設見学案内及びごみに関する啓発事業。	ク リ ー ン セ ン タ ー
	環境活動への 参加の 促進	環境学習推進 体制の整備	環境学習推進事業 (環境学習の体制の整備)	環境に興味や関心のある子どもたちを対象に、環境に関する情報、学習の場を提供する「いちかわ子ども環境クラブ」を運営。	環境政策課
		環境に配慮した 活動の促進	環境計画推進事業 (グリーン購入の推進)	環境に配慮した物品等を市が計画的に購入する事業。環境への直接的な負荷を低減するとともに、環境配慮型物品の市場を拡大し、市民や事業者が同購入に取り組むための基盤の整備に繋げることを目的とする。	環境政策課
			環境保全協定 締結事業	事業者と市は環境保全協定を締結し、市民生活と密接な関係のある地域環境の改善を進め、ひいては地球環境問題に対しても積極的に取り組んでいく。	環境保全課
		協働による環 境活動の推進	環境活動支援事業 (環境保全活動への支援)	市民の自発的な環境活動を促進するため、環境活動団体に対し、「活動内容を発表する機会の提供」「環境情報の提供」などの支援を行っている。	環境政策課

3-1-1. 市川市地球温暖化対策推進協議会

■市川市地球温暖化対策推進協議会役員名簿

役 名	氏 名	所 属 等
理事（会長）	高村 民雄	千葉大学 名誉教授
理事（副会長）	道下 経枝	第6期 市川市環境市民会議
理事（会計）	増田 信幸	北越紀州製紙株式会社 白板紙事業本部 関東工場 事務部長
理事	伊澤 健彦	株式会社ニューオーダー 代表取締役
理事	井谷 延明	京葉ガス株式会社 葛南支社 お客さまサービスグループマネージャー 兼 葛南支社長代理
理事	伊藤 康	千葉商科大学 人間社会学部 教授
理事	大野 英也	市川市 環境部長
理事	川嶋 さゆり	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
理事	斎藤 真実	千葉商科大学 非常勤講師（第6期 市川市環境市民会議）
理事	高橋 ひろ子	市川市婦人団体連絡協議会 副会長
理事	富田 博	NPO 法人 いちかわ地球市民会議
理事	平田 仁子	NPO 法人 気候ネットワーク 理事
理事	前田 幸一	第4期 環境活動推進員
理事	山岡 和宏	再生可能エネルギーワーキング
理事	渡邊 晴美	市川市立菅野小学校 校長
監事	大越 賢一	公益財団法人 市川市清掃公社 理事長
監事	宮田 邦子	第3期 市川市エコライフ推進員

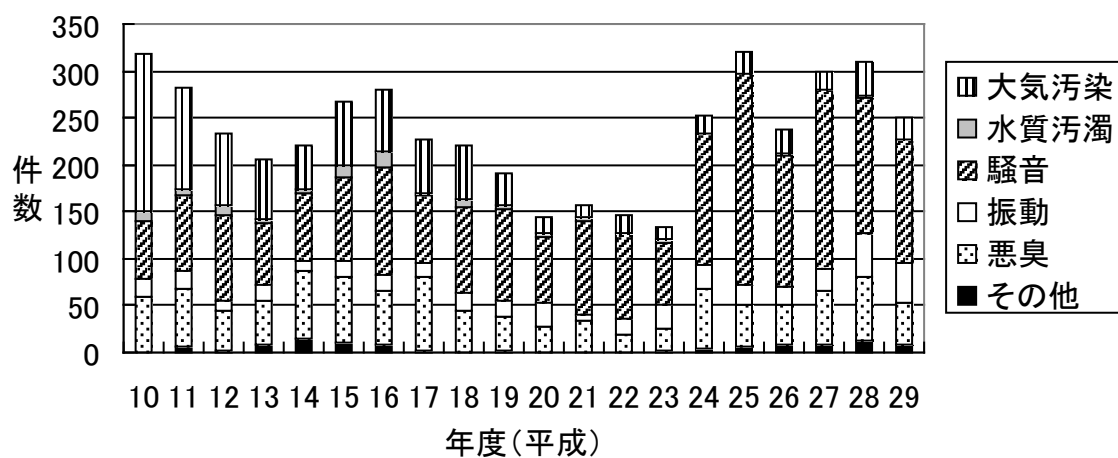
平成30年4月1日現在

4-1-1. 公害苦情の現況

■ 苦情発生状況

苦情の発生は、平成29年度は252件で、平成28年度と比較すると57件減少となっています。主な苦情の種類は、騒音（132件）、悪臭（43件）、振動（43件）です。また、発生源別で見ると、建設業が31%を占め、次いで運送業の9%となっています。なお、メールによる苦情のうち、苦情発生地域がわかるものについては、平成24年度より件数に加えています。

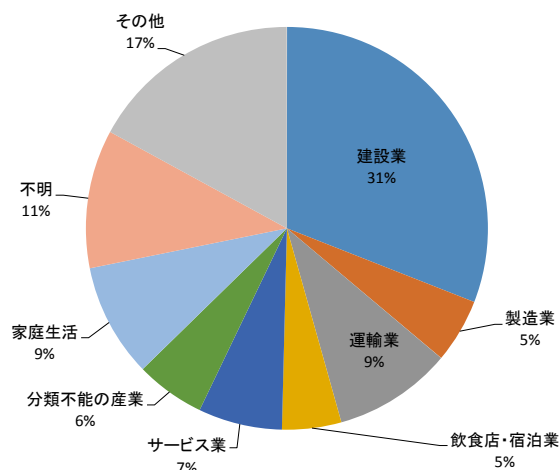
■ 種類別経年変化



■ 平成29年度 種類別公害苦情発生状況

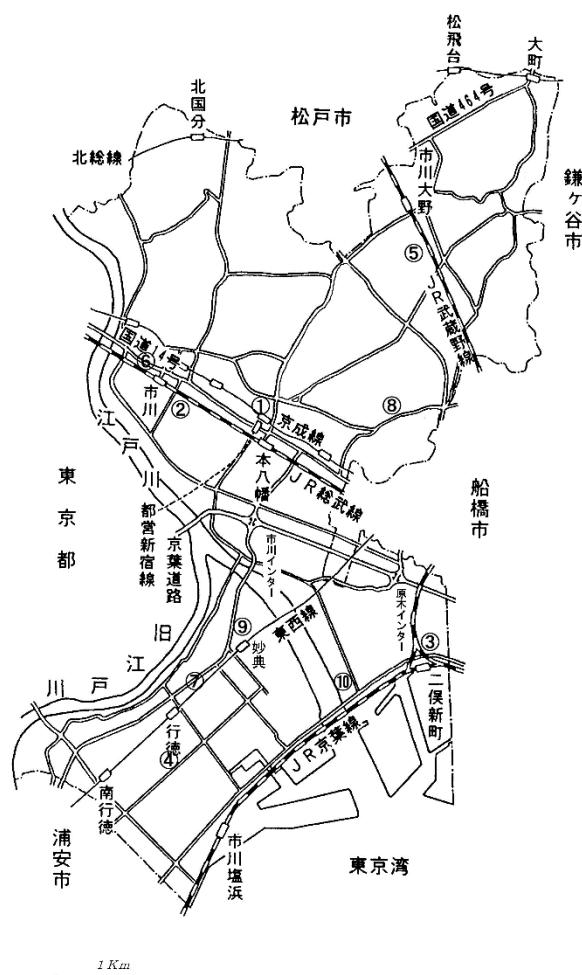
苦情の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
件数(件)	24	0	132	43	43	10	252
割合(%)	9.5	0	52.4	17.1	17.1	3.9	100.0

■ 平成29年度 発生源別苦情発生状況



4-1-2. 一般環境大気測定局測定結果

■大気環境の調査地点



■測定地点名と調査内容

調査地点名	調査内容	一般環境	自動車排出ガス	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
① 市川本八幡局(八幡小学校)		○			
② 市川新田局(宮田小学校)		○		○	○
③ 市川二俣局(二俣小学校)		○			
④ 市川行徳駅前局(行徳駅前公園)		○			
⑤ 市川大野局(大柏小学校)		○			○
⑥ 市川市市川局(市川こども館)			○		
⑦ 市川行徳局(第七中学校)			○		
⑧ 市川若宮局(若宮小学校)			○		
⑨ 行徳小学校				○	○
⑩ 市川南高校				○	○

※市川本八幡局は平成18年度に市川八幡局（市役所本庁屋上）を移設したもの

※市川行徳駅前局は平成21年度に市川本行徳局（行徳小学校）を移設したもの

■二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移(一般環境大気測定局)

単位: ppm

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川本八幡局	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.003
市川大野局	0.005	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
市川行徳駅前局	0.006	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004

■二酸化窒素の日平均値の98%値の推移(一般環境大気測定局)

単位: ppm

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川本八幡局	0.042	0.039	0.040	0.041	0.041	0.037	0.036	0.036	0.038
市川新田局	0.044	0.039	0.041	0.044	0.042	0.039	0.038	0.036	0.041
市川二俣局	0.048	0.045	0.045	0.050	0.046	0.042	0.043	0.040	0.041
市川大野局	0.034	0.031	0.034	0.032	0.037	0.032	0.032	0.030	0.033
市川行徳駅前局	0.043	0.041	0.042	0.043	0.041	0.039	0.038	0.039	0.040

■光化学オキシダントの1時間値の最高値

単位: ppm

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川本八幡局	0.103	0.187	0.124	0.176	0.163	0.124	0.164	0.122	0.144
市川大野局	0.105	0.188	0.122	0.150	0.155	0.128	0.156	0.104	0.125
市川行徳駅前局	0.113	0.182	0.161	0.195	0.152	0.131	0.155	0.115	0.152

■浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移(一般環境大気測定局)

単位: mg/m³

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川本八幡局	0.053	0.055	0.053	0.052	0.062	0.058	0.046	0.038	0.043
市川新田局	0.057	0.052	0.048	0.045	0.055	0.057	0.047	0.038	0.040
市川二俣局	0.062	0.065	0.065	0.051	0.061	0.067	0.060	0.036	0.041
市川大野局	0.059	0.068	0.067	0.056	0.057	0.058	0.048	0.041	0.043
市川行徳駅前局	0.054	0.056	0.055	0.051	0.066	0.061	0.054	0.036	0.040

■非メタン炭化水素の午前6時～9時の3時間平均値(一般環境大気測定局)

単位: ppmC

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川行徳駅前局	0.16	0.14	0.13	0.11	0.14	0.14	0.14	0.18	0.17

■気象測定結果(本八幡局)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年
温度 ℃	月平均	14.5	20.1	22.1	27.3	26.5	23.0	16.9	12.2	6.7	4.9	5.5	11.6	15.9
	日平均最高	18.9	23.7	24.8	29.4	31.3	27.3	23.8	16.9	10.0	8.8	9.9	17.7	31.3
	日平均最低	6.3	16.3	17.2	23.7	21.1	19.4	11.1	6.7	3.6	6.0	2.4	4.8	2.4
風 m/s	最多風向	SSW	SSW	S	SSW	E	NNE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5	1.6	1.7	1.4	1.5	1.5	1.4	1.7	1.7
湿度 %	月平均	71	75	74	79	84	79	84	72	64	62	63	72	73
	日平均最高	98	96	94	94	97	98	98	94	91	89	97	96	98
	日平均最低	49	49	43	71	66	52	55	49	96	37	37	34	34
日射 MJ/m ²	日量最高	26.19	28.97	30.20	28.54	22.72	21.84	17.98	14.52	11.99	14.53	16.89	24.28	30.20
	日量平均	18.15	20.04	17.63	19.98	13.25	13.14	8.60	9.52	9.63	10.38	12.24	15.02	13.97
雨量 mm	総降水量	131.5	41.5	58.0	73.0	90.0	199.5	448.0	56.5	16.0	26.0	21.5	185.0	1346.5
	日降雨量最高	44.0	21.5	31.5	28.5	17.0	56.5	116.0	36.0	10.0	16.0	8.5	47.0	116.0

4-1-3. 自動車排出ガス測定局測定結果

■二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（自動車排出ガス測定局）

単位：ppm

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川市市川局	0.050	0.046	0.046	0.047	0.046	0.041	0.043	0.041	0.046
市川行徳局	0.047	0.043	0.044	0.046	0.042	0.043	0.041	0.039	0.041
市川若宮局	0.042	0.043	0.039	0.045	0.045	0.040	0.041	0.038	0.041

■浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（自動車排出ガス測定局）

単位：mg/m³

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川市市川局	0.072	0.064	0.060	0.048	0.061	0.055	0.051	0.042	0.043
市川行徳局	0.050	0.059	0.058	0.047	0.067	0.053	0.048	0.041	0.042
市川若宮局	0.056	0.072	0.071	0.057	0.050	0.055	0.050	0.044	0.043

■一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（自動車排出ガス測定局）

単位：ppm

局舎名	年度(平成)								
	20	21	22	23	24	25	26	27	29
市川市市川局	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.8
市川行徳局	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
市川若宮局	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7

■非メタン炭化水素の午前6時～9時の3時間平均値（自動車排出ガス測定局） 単位：ppmC

局舎名	年度(平成)								
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
市川市市川局	0.25	0.23	0.22	0.22	0.21	0.19	0.17	0.14	0.14

4-1-4. 有害大気汚染物質調査結果

■新田局調査結果（全国標準監視地点）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	平均値	環境基準値
テトラクロロエチレン	0.20	200
トリクロロエチレン	0.61	200
ベンゼン	1.2	3
ジクロロメタン	2.0	150
塩化ビニルモノマー	0.050	—
クロロホルム	0.26	—
1,2-ジクロロエタン	0.16	—
アクリロニトリル	0.059	—
1,3-ブタジエン	0.13	—
ホルムアルデヒド	3.8	—
アセトアルデヒド	4.1	—
ベンゾ（a）ピレン	0.00019	—
水銀及びその化合物	0.002	—
ニッケル化合物	0.0039	—
ヒ素及びその化合物	0.0011	—
ベリリウム及びその化合物	0.0000041	—
マンガン及びその化合物	0.019	—
クロム及びその化合物	0.0056	—
酸化エチレン	0.084	—
塩化メチル	1.6	—
トルエン	7.3	—

■行徳小学校調査結果（地域特設監視地点）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	平均値	環境基準値
ベンゼン	1.2	3
1,3-ブタジエン	0.14	—
ホルムアルデヒド	3.5	—
アセトアルデヒド	3.9	—
ベンゾ（a）ピレン	0.00019	—
トルエン	7.9	—

■市川南高校調査結果（地域特設監視地点）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

物質名	平均値	環境基準値
ジクロロメタン	1.8	150
クロロホルム	0.30	—

■有害大気汚染物質等の環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

■優先取組物質

	物 質
1	アクリロニトリル
2	アセトアルデヒド
3	塩化ビニルモノマー
4	塩化メチル
5	クロム及び三価クロム化合物
6	六価クロム化合物
7	クロロホルム
8	酸化エチレン
9	1,2-ジクロロエタン
10	ジクロロメタン
11	水銀及びその化合物
12	ダイオキシン類
13	テトラクロロエチレン
14	トリクロロエチレン
15	トルエン
16	ニッケル化合物
17	ヒ素及びその化合物
18	1,3-ブタジエン
19	ベリリウム及びその化合物
20	ベンゼン
21	ベンゾ[a]ピレン
22	ホルムアルデヒド
23	マンガン及びその化合物

4-1-5. ダイオキシン類調査結果

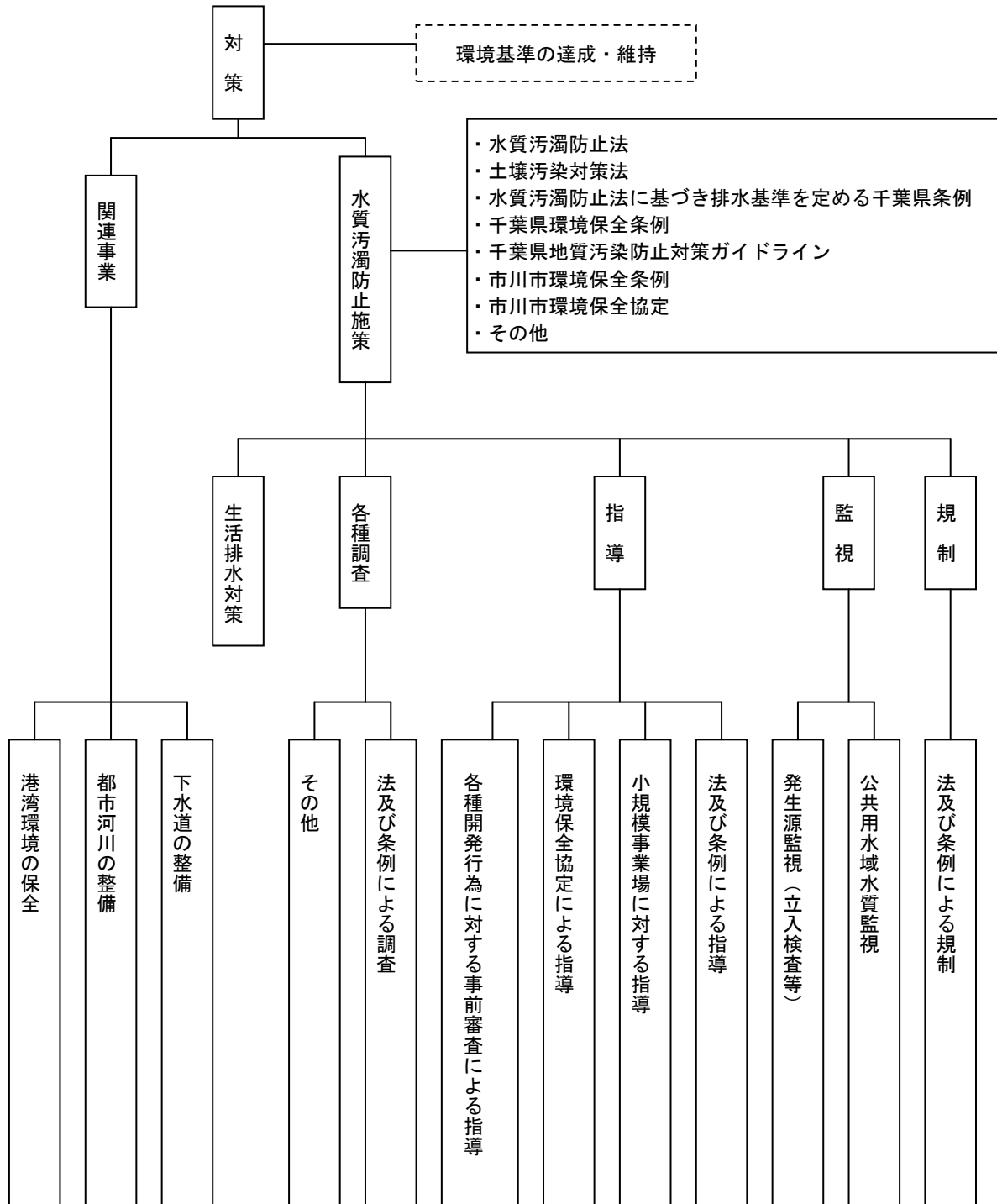
■大気環境中のダイオキシン類の濃度

(pg-TEQ/m³)

調 査 地 点 名		年平均値 (Co-PCB 含む)			環境基準
		27 年度	28 年度	29 年度	
1	行徳小学校	0.026	0.023	0.020	年平均値 0.6 (Co-PCB 含む)
2	宮田小学校 (新田局)	0.027	0.025	0.029	
3	大柏小学校 (大野局)	0.034	0.011※	0.045	
4	柏井町	—	0.020※	—	
5	市川南高校	0.032	0.038	0.033	

※春季は大柏小学校にて、夏季以降は柏井町にて調査を実施した。

4-1-6. 大気汚染防止対策体系図



4-1-7. 届出状況

■大気汚染防止法に係る届出

(平成30年3月31日現在)

	施設 番号	施 設 名	届 出 施 設 数	
			事業場	届出事業所数
ばい煙発生施設	1	ボイラー	127	事業場 75 社
	13	廃棄物焼却炉	4	
	29	ガスタービン	5	
	30	ディーゼル機関	22	
	小 計		158	
粉じん発生施設	2	堆積場	59	事業場 20 社
	3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	83	
	4	破碎機・磨砕機	14	
	5	ふるい	11	
	小 計		167	
合 計			325	事業場 95 社

■市川市環境保全条例に係る届出状況

(平成30年3月31日現在)

施 設 名	届 出 施 設 数			届出事業所数
	工 場	事業場	計	
木材の粉碎施設	4	—	4	工 場 90 社 事業場 174 社
出版・印刷施設	3	—	3	
化学工業施設	30	18	48	
窯業製品製造施設	14	7	21	
金属製品製造施設	97	2	99	
その他の製造施設	6	4	10	
ボイラー	42	155	197	
溶解炉	—	1	1	
加熱炉	62	—	62	
石油製品製造用加熱炉	1	—	1	
石油精製用触媒再生塔	1	—	1	
乾燥炉	29	2	31	
焼却炉	20	66	86	
鉛溶解炉	1	—	1	
ディーゼル機関	6	39	45	
堆積場	5	11	16	
ベルト（バケット）コンベア	92	11	103	
破碎機・磨砕機	16	—	16	
ふるい	26	—	26	
ドライ機	—	23	23	
合 計	455	339	794	264 社

4-1-8. 立入検査結果

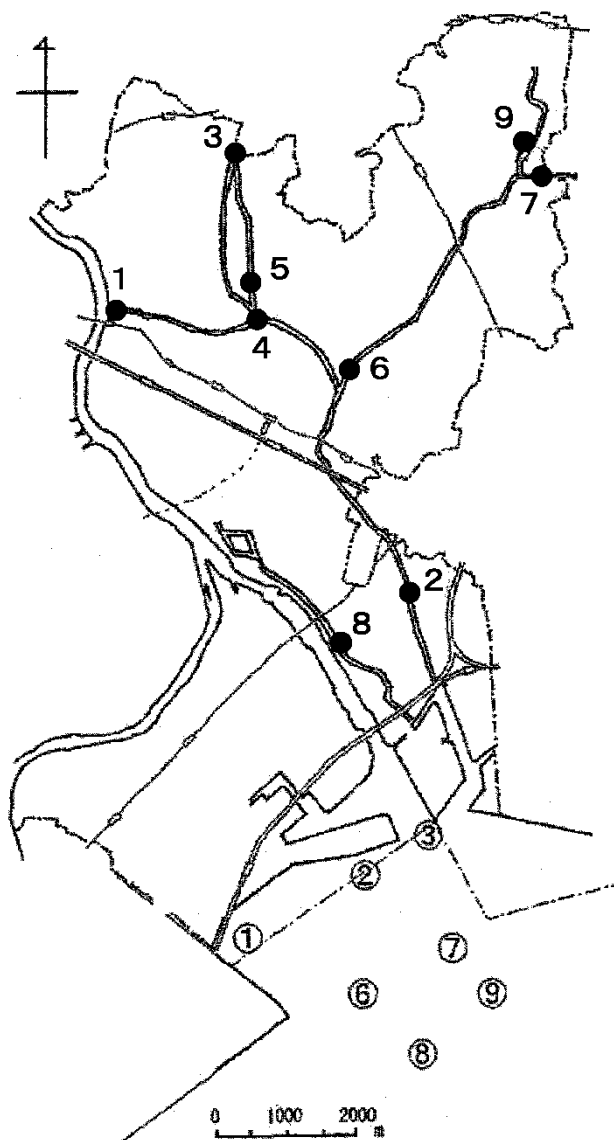
調査区分	事業所数	施設数	不適合 施設数	検 体 数				不適合 検体数
				SO _x	NO _x	ばいじん	有害物質	
排出基準確認	2	4	0	4	4	4	0	0

4-1-9. 光化学スモッグ注意報等発令状況

発 令 日	前 日 予 報	当 日 予 報	注 意 報	警 報	葛南地域	本八幡局の濃度 ・ 気象等の状況				被害届出 (人)
					発令時 最高濃度 (ppm)	最高濃度 (ppm)	風 速 (m/s)	風 向	気 温 (℃)	
平成 29 年度	0	0	4	0	0/175	0.144	2.6	WSW	31.7	0
平成 28 年度	0	0	0	0	—	—	—	—	—	0
平成 27 年度	0	0	9	0	0.169	0.164	2.7	S	34.0	2

4-1-10. 水環境の現況調査

■水環境調査地点図



■調査地点名

河川	1	根本水門	2	三戸前橋	3	稲越地先
	4	須和田橋	5	国分川合流前	6	浅間橋
	7	霊園前	8	高谷 3-8 地先	9	大野町 4-2432 地先
海域	①	塩浜 3 丁目地先	②	塩浜 1 丁目地先	③	日新製鋼地先
	④		⑤		⑥	南行徳漁協半ベタ流し漁場
	⑦	船橋市半漁協半ベタ流し漁場	⑧	行徳漁協ベタ流し漁場	⑨	船橋市漁協ベタ流し漁場

(1) 河川

■市内河川の水質結果（年平均値）

（単位：mg/L）

水 域 名	測 定 地 点		類型	一 般 項 目				
				p H	D O	B O D	C O D	S S
真 間 川	1	根本水門	E	7.5	9.2	1.9	3.3	10
	2	三戸前橋	E	7.5	5.8	3.1	4.9	4
国 分 川	3	稲越地先	E	7.9	6.5	4.0	7.4	5
	4	須和田橋	E	7.7	3.2	5.9	7.6	4
春 木 川	5	国分川合流前	E	7.6	3.5	7.0	9.0	6
大 柏 川	6	浅間橋	—	7.7	6.1	5.2	6.4	5
	7	霊園前	—	7.7	5.0	8.0	8.9	4
高 谷 川	8	高谷 3-8 地先	—	8.7	13	7.7	10	35
大柏川水路	9	大野町 4-2432 地先	—	7.9	8.9	2.2	3.2	7

■水域別汚濁状況（BOD）

・真間川（類型指定：E 類型）

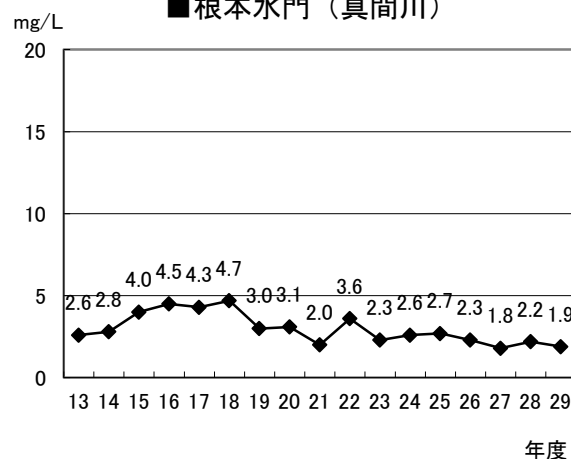
本市の中心部を流れる真間川は、桜並木などが美しく市民に親しまれている河川です。

真間川には2つの水系があります。1つは根本水門から江戸川に流入する水系、もう1つは真間川水門から東京湾に流入する水系です。調査地点は2地点あり、江戸川に流入する水系では根本水門、東京湾に流入する水系では三戸前橋です。

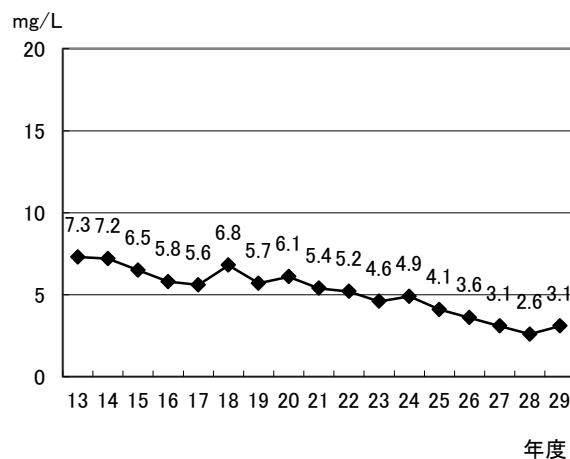
BODの年平均値は根本水門で 1.9mg/L、三戸前橋で 3.1mg/L でした。根本水門で良好な水質が得られているのは、真間川と江戸川の水位差により江戸川の水が真間川に流入し、本来の流れとは反対の流れが多く生じているためです。

BOD値は経年的には良化の傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいの状況にあります。

■根本水門（真間川）



■三戸前橋（真間川）

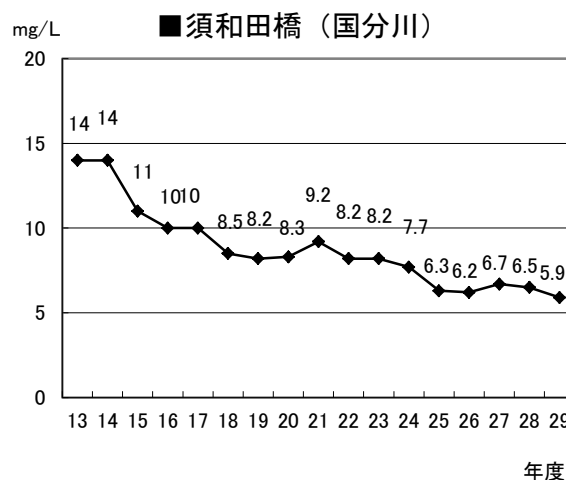


・国分川（類型指定：E 類型）

松戸市の松飛台・稔台・紙敷を水源として、稲越・国分・東国分を流れ須和田橋付近で春木川と合流した直後に真間川に流入しています。

調査地点は、松戸市境にある稲越地先及び真間川に流入する前にある須和田橋の2地点です。

BODの年平均値は、稲越地先で4.0mg/L、須和田橋で5.9mg/Lでした。



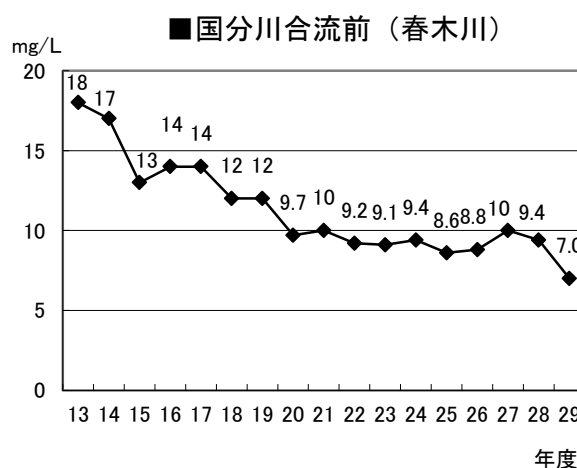
・春木川（類型指定：E 類型）

稲越地先で国分川から分かれたところから春木川となり、稲越・東国分・曾谷を流れ、須和田付近で再び国分川に流入しています。

長さ2.2km、川幅約4mの小河川であり、汚濁量の約9割が流域の家庭からの生活排水となっています。

調査地点は、国分川と合流する直前である市川昂高校横です。

BODの年平均値は、7.0mg/Lでした。



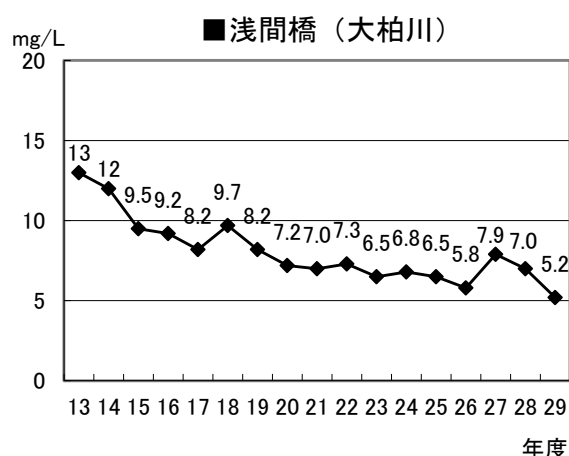
・大柏川（類型指定：なし）

鎌ヶ谷市の道野辺、船橋市の丸山からの流れが大野・柏井を経て富貴島小学校裏で真間川に流入しています。

大柏川は環境基準が定められていませんが、東京湾流出系の真間川に流れ込むことから、真間川に流入する前の浅間橋を環境基準補助地点としています。

調査地点は、浅間橋と鎌ヶ谷市境にある霊園前の2地点です。

BODの年平均値は、浅間橋5.2mg/L、霊園前8.0mg/Lでした。



■水質・底質のダイオキシン類濃度調査結果

調査地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g-乾重量)
大柏川（浅間橋）	0.088	0.45

環境基準 水質：1pg-TEQ/L 底質：150pg-TEQ/g

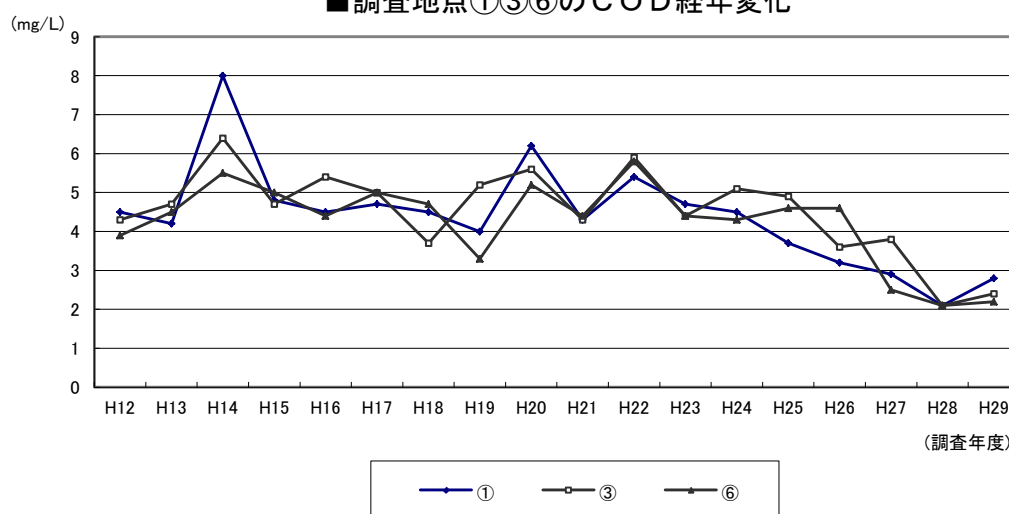
(2) 海域

①水質

■海域水質調査結果（平均値）

No.	測定地点		類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	クロロフィルa (mg/L)	類型	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
①	沿岸部	塩浜3丁目地先	C	7.9	7.2	2.8	4	0.001	IV	0.86	0.10
②		塩浜1丁目地先		8.0	7.5	3.1	10	0.013		0.93	0.11
③		日新製鋼地先		8.0	7.3	2.4	5	0.003		0.81	0.10
⑥	沖合部	南行徳漁協半ベタ流し漁場	B	7.9	6.6	2.2	5	0.001		0.94	0.11
⑦		船橋市漁協半ベタ流し漁場		8.0	6.9	2.3	3	0.002		0.75	0.086
⑧		行徳漁協ベタ流し漁場		8.2	8.6	2.6	3	0.003		0.65	0.074
⑨		船橋市漁協ベタ流し漁場		8.0	5.6	1.9	3	0.004		0.75	0.082

■調査地点①③⑥のCOD経年変化



②底質

底質は水質の蓄積が反映されたかたちで現れることから、有機汚濁を示す項目（含水率、強熱減量、全窒素、全リン、全硫化物、COD_{sed}、全炭素）について、水質調査と同一地点で調査を行いました。

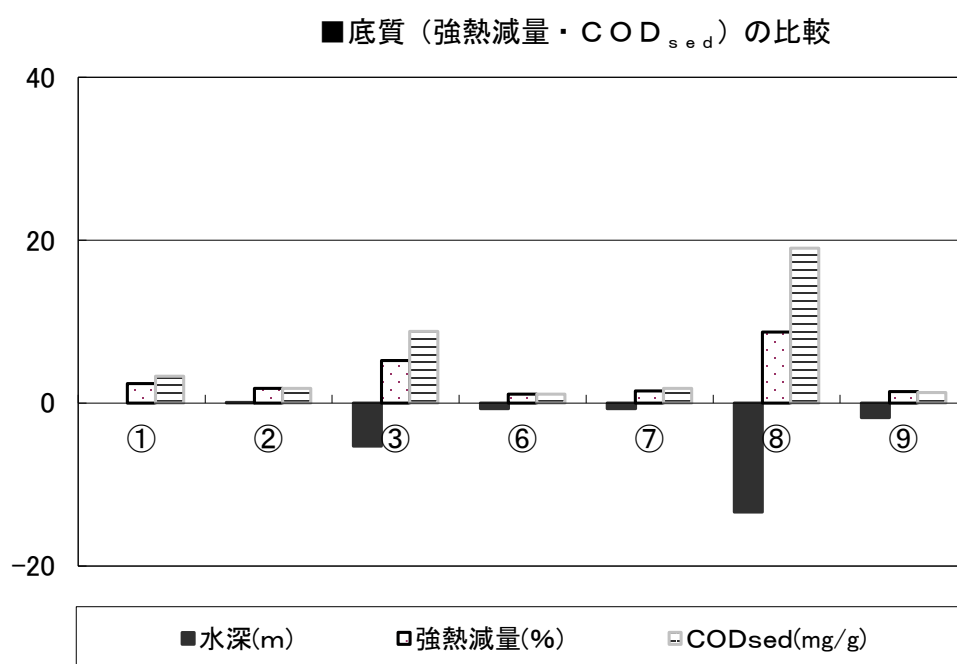
底質の有機汚濁は閉鎖的な海域や魚類の養殖場によく見られます。自然の浄化力を超える有機物の河川からの流入や増殖した植物プランクトンの死滅、繁殖したアオサの枯死の堆積・分解で形成されることが考えられています。有機物負荷の増大によってその分解のために酸素が消費され、好氣的であった環境が嫌氣的な環境に向かい、生物生産力に大きな影響を与える場合があります。

有機物が自然条件の限度を超えて蓄積していくと、海域の正常な生産が阻害され、その結

果として水産業に被害を与える心配があることから、水生生物の環境指針として水産用水基準（昭和58年(社)水産資源保護協会）を定めています。こうした基準を参考に有機汚濁の状況を調べました。

《底質の比較結果》

水質調査地点と同一の調査地点で5月に調査しました。



波浪の影響が大きい埋立地から離れた場所では、粒度が粗く、強熱減量、COD_{sed}は低くなっています。また、水産用水基準では、汚染の始まった泥をCOD_{sed}20mg/乾泥g、汚染した泥をCOD_{sed}30mg/乾泥gとし、一定の目安を設けています。

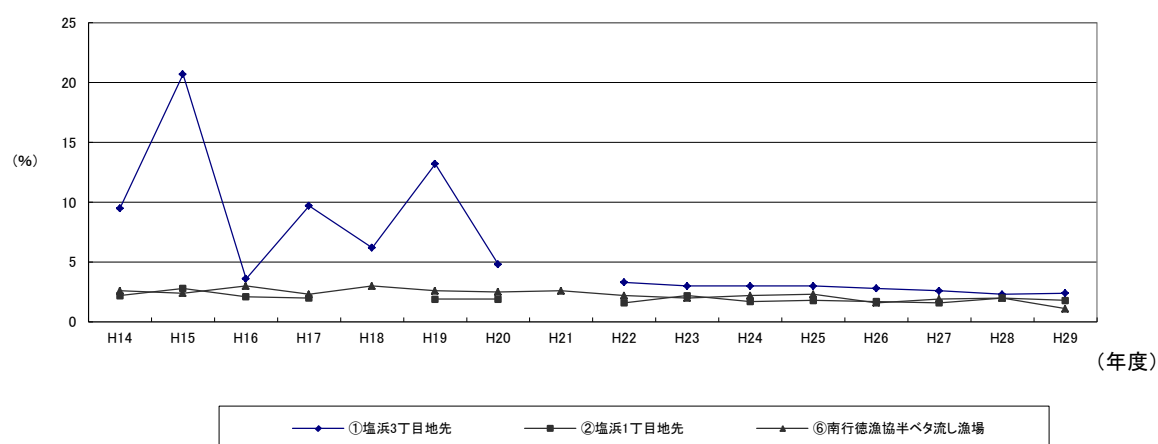
■ 定点調査結果

地点	水深※	強熱減量	COD _{sed}	全窒素	全リン
単位	m	wt%	mg/g	mg/g	mg/g
①	0.0	2.4	3.3	0.41	0.26
②	0.1	1.8	1.8	0.22	0.28
③	-5.3	5.2	8.8	1.9	0.45
⑥	-0.7	1.1	1.1	0.12	0.30
⑦	-0.7	1.5	1.8	0.25	0.29
⑧	-13.4	8.7	19	3.0	0.32
⑨	-1.8	1.4	1.3	0.22	0.36

※水深は、潮位から採取深度を引いたもの

■ 底質中の強熱減量の経年変化

代表的な地点である猫実川河口部分の調査地点①（塩浜3丁目地先）、沿岸に位置する人工干潟部の調査地点②（塩浜1丁目地先）、浦安の埋立地先端部東側の調査地点⑥（南行徳漁協半ベタ流し漁場）の強熱減量の経年変化を比較しました。強熱減量は有機物の蓄積状況の目安となるもので、調査地点②と⑥はおよそ横ばいですが、調査地点①については、平成20年頃までは変動が見られたものの、近年においては横ばい傾向です。



注) ①は平成21年度、②は平成18年度及び21年度は測定していません。

4-1-11. 公共用水域（河川・海域）の水質に関する環境基準

■人の健康の保護に関する環境基準

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。	16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
3	鉛	0.01mg/L 以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.05mg/L 以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下	19	チウラム	0.006mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	20	シマジン	0.003mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。	21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
8	PCB	検出されないこと。	22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	23	セレン	0.01mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	24	ふっ素	0.8mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	25	ほう素	1mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	26	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下			
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

■生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質等 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出され ないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等も含む。）において不快感を生じない限度

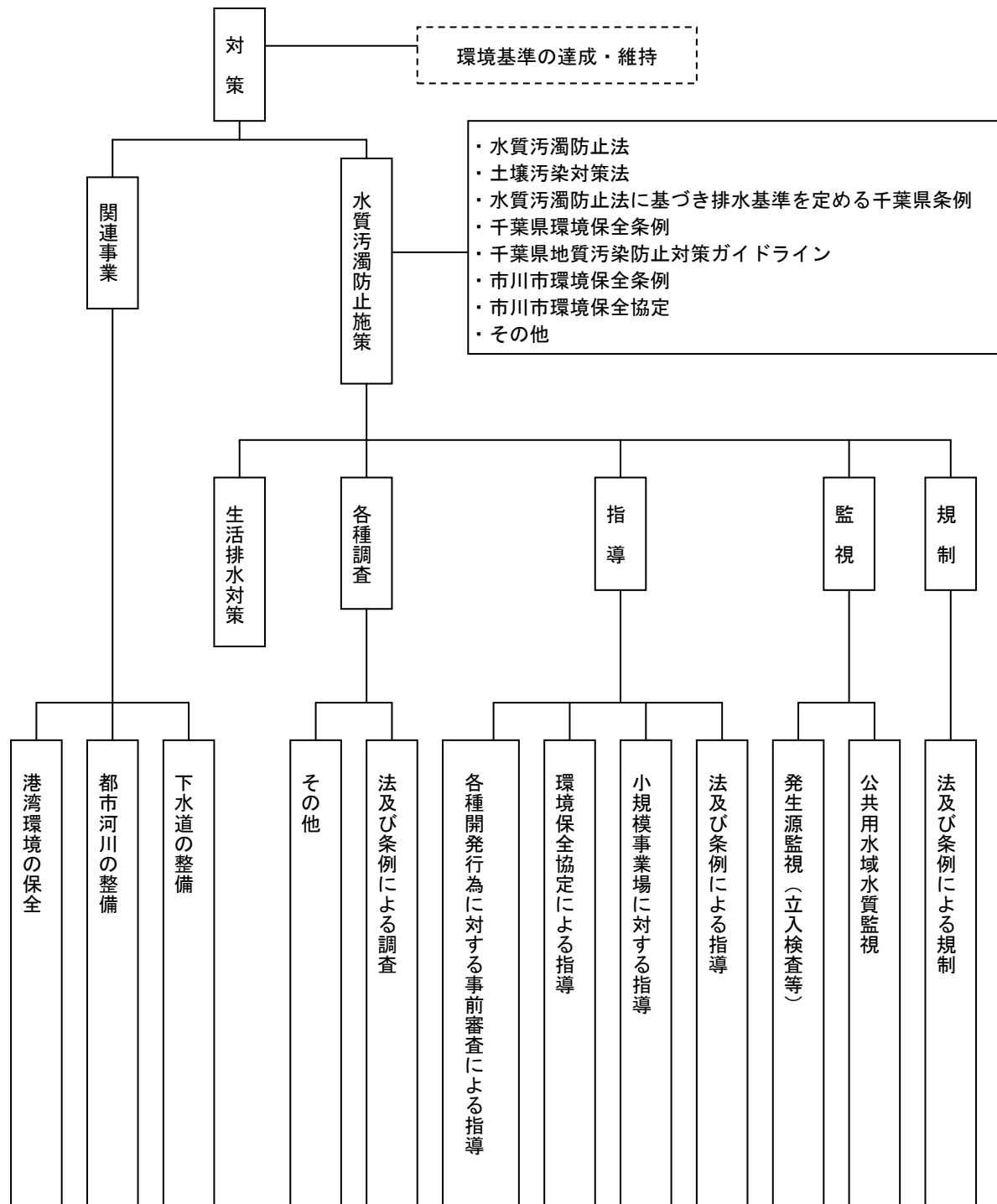
イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

4-1-12. 水質汚濁防止対策体系図

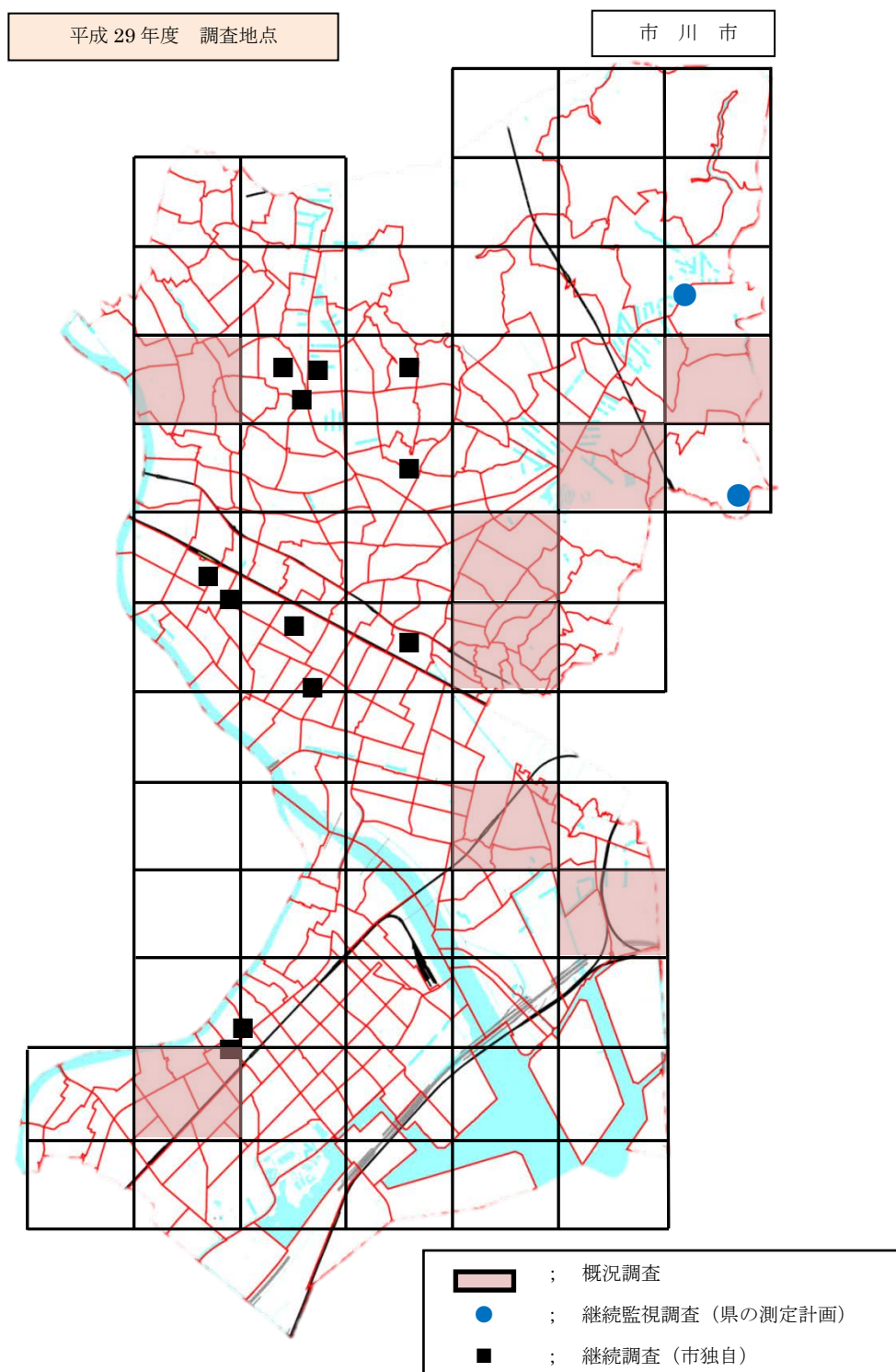


4-1-13. 水質汚濁防止法に係る特定事業場

(平成30年3月31日現在)

特定 施設 NO.	業 種（施 設）名	定 数	事 業 場 数				規制 対象 事業 場数
			事業場数（うち有害物質使用等事業所数は括弧書きで表記）				
			400 m³以上	50 m³以上 400 m³ 未 満	30 m³以上 50 m³ 未 満	30 m³未 満	
1-2	畜産農業（豚、牛、馬房施設）	1				1	
3	水産食料品製造業	2		1		1	1
4	保存食料品製造業	1				1	
8	あん類製造業	2				2	
10	飲料製造業	1				1	
11	動物性飼料製造業	2				2	
17	豆腐・煮豆製造業	21				21	
18-2	冷凍調理食品製造業	1		1			1
19	繊維製品製造業	4				4	
23	パルプ・紙・紙加工品	1	1				1
23-2	出版業・印刷業等	5				5 (1)	1
27	その他の無機化学工業品	3				3 (1)	1
35	有機ゴム薬品製造業	1				1	
37	石油化学工業	1				1	
41	香料製造業	1				1	
46	その他の有機化学工業品	2	2				2
51	石油精製業	2	1			1	1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1				1	
55	生コンクリート製造業	7				7	
61	鉄鋼業	1				1	
62	非鉄金属製造業	1		1 (1)			1
63	金属製品・機械器具製造業	6			1	5	1
64-2	浄水施設	1				1	
65	酸・アルカリ表面処理施設	17	3 (3)	4 (3)		10 (3)	10
66	電気メッキ施設	3				3 (3)	3
66-3	旅館業	10		3	3	4	6
66-5	弁当製造業	1		1			1
67	洗たく業	64				64 (4)	4
68	写真現像業	9				9 (5)	5
68-2	病院	2				2	
70-2	自動車分解整備事業	3			1	2	1
71	自動式車両洗浄施設	67				67	
71-2	研究・検査・試験業務	15		1 (1)		14 (5)	6
71-3	一般廃棄物処理施設	1		1			1
71-4	産業廃棄物処理施設	2		1		1	1
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	4				4 (3)	3
72	し尿処理施設	25		23	1	1	24
73	下水道終末処理施設	3	3				3
74	共同処理施設	1		1 (1)			1
指定地 域特定 施設	し尿処理施設	104		29	40	35	69
合 計		399	10 (3)	67 (6)	46	276 (25)	148
有害物質貯蔵施設		13					

4-1-14. 地下水に係る調査地点地図及び調査結果



■概況調査（ローリング方式）結果 その1（H29.6.13 実施）

番号	1	2	3	4	地下水の 環境基準 (mg/L)
井戸所在地	欠真間	原木	中山	本北方	
カドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
砒素	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
P C B	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0021	0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
ふっ素	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	0.8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.06	<0.06	27	<0.06	10
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
pH	7.4	8.5	7.0	8.0	(参考 5.8~8.6)
電気伝導度	86	28	71	23	一, 単位 : ms/m

■概況調査（ローリング方式）結果 その2（H29.6.20 実施）

番号	5	6	7	8	地下水の 環境基準 (mg/L)
井戸所在地	真間	柏井町	柏井町	二俣	
カドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
砒素	<0.001	0.002	0.001	0.002	0.01
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
P C B	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
ふっ素	0.17	0.17	0.19	0.20	0.8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.4	37	0.60	<0.06	10
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
pH	7.0	7.3	7.7	7.7	(参考 5.8~8.6)
電気伝導度	56	58	36	191	一, 単位 : ms/m

■硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値を超えた地点

NO	井戸所在地	測定年度	硝酸性窒素および 亜硝酸性窒素 (mg/L)	井戸の深さ	井戸の用途	上水道の有無	周辺の状況
1	鬼越	平成11年度	11	10m	生活用	有	市街地、密集
2	中国分	平成11年度	18	不明	生活用	有	農用地、畑地
3	大町	平成11年度	40	不明	生活用	有	農用地、果樹園
4	稲越町	平成11年度	23	15～20m	生活用	有	農用地、果樹園
5	大野町	平成12年度	77	20m	一般飲用	有	農用地、水田
6	柏井町	平成12年度	30	不明	その他	有	農用地、果樹園
7	大町	平成13年度	13	40m	一般飲用	有	農用地、果樹園
8	大野町	平成13年度	13	不明	一般飲用	有	農用地、水田
9	中国分	平成13年度	17	不明	生活用	有	市街地、密集
10	柏井町	平成14年度	38	40m	その他	有	農用地、住宅
11	稲越町	平成14年度	17	19m	一般飲用	有	農用地、住宅
12	柏井町	平成14年度	19	不明	—	—	農用地、住宅
13	宮久保	平成14年度	12	不明	一般飲用	無	市街地、密集
14	柏井町	平成15年度	14	不明	一般飲用	無	果樹園、住宅
15	鬼越	平成16年度	13	10m	その他	有	市街地、密集
16	下貝塚	平成16年度	18	25m	生活用	有	市街地、密集
17	柏井町	平成16年度	22	14m	生活用	有	農用地、住宅
18	北方	平成16年度	12	60m	一般飲用	有	市街地、密集
19	国分	平成16年度	13	不明	生活用	有	農用地、住宅
20	大町	平成16年度	22	不明	その他	有	果樹園、住宅
21	大町	平成19年度	43	13m	一般飲用	無	果樹園、住宅
22	柏井町	平成19年度	39	40m	一般飲用	無	農用地、住宅
23	稲越町	平成19年度	21	40m	その他	無	農用地、住宅
24	中山	平成20年度	13	不明	その他	有	市街地、密集
25	北方町	平成20年度	21	不明	一般飲用	有	市街地、密集
26	堀之内	平成21年度	13	8m	生活用	有	農用地、住宅
27	国分	平成21年度	97	20m	生活用	有	農用地、住宅
28	曾谷	平成21年度	31	30m	生活用	有	市街地、密集
29	柏井町	平成21年度	17	30m	生活用	有	市街地、密集
30	真間	平成21年度	11	7m	生活用	有	市街地、密集
31	大町	平成22年度	13	20m	一般飲用	無	果樹園、住宅
32	北方町	平成22年度	23	25m	生活用	有	市街地、密集
33	新田	平成22年度	11	6m	生活用	有	市街地、密集
34	大町	平成23年度	13	不明	一般飲用	無	果樹園、住宅
35	大野町	平成23年度	37	16m	生活用	有	果樹園、住宅
36	曾谷	平成23年度	32	15m	生活用	有	市街地、密集
37	奉免町	平成24年度	30	10m	一般飲用	無	農用地、住宅
38	大野町	平成25年度	31	30m	一般飲用	無	果樹園、住宅
39	国分	平成25年度	15	15m	その他	有	市街地、密集
40	曾谷	平成26年度	17	53m	飲・生活用	有	市街地、密集
41	下貝塚	平成27年度	11	7m	生活用	無	市街地、密集
42	宮久保	平成28年度	16	不明	生活用	有	果樹園、住宅
43	中山	平成29年度	27	20	生活用	有	市街地、密集
44	柏井町	平成29年度	37	35	生活用	有	果樹園、住宅

■千葉県の実地調査に基づく継続監視調査結果 (H29.9.5 実施)

番号 井戸所在地	1 柏井町	2 大野町	地下水の 環境基準 (mg/L)
鉛	—	—	0.01
トリクロロエチレン	<0.002	—	0.01
テトラクロロエチレン	0.0020	—	0.01
四塩化炭素	<0.0002	—	0.002
ジクロロメタン	<0.002	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	—	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	—	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	—	0.006
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	—	0.1
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	—	0.04
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	—	0.002
ベンゼン	<0.001	—	0.01
砒素	—	—	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	7.9	10
pH	7.7	8.0	(参考 5.8～8.6)
電気伝導度	47	16	—, 単位 : ms/m

■市川市独自の継続調査結果 その1 (H29.11.9、H29.12.5、H30.1.16 実施)

番号 井戸所在地	1 八幡	2 国分①	3 市川南	4 新田①	5 新田②	6 平田	地下水の 環境基準 (mg/L)
トリクロロエチレン	0.002	<0.002	0.007	0.022	<0.002	0.007	0.01
テトラクロロエチレン	0.025	<0.0005	0.033	0.33	<0.0005	<0.0005	0.01
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.006	<0.004	0.060	0.039	<0.004	0.036	0.04
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.16	<0.001	0.01
砒素	—	—	0.025	—	—	—	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	<0.06	—	—	—	—	10
pH	7.5	7.7	7.7	7.8	7.2	7.6	(参考 5.8～8.6)
電気伝導度	39	24	91	76	67	38	—, 単位 : ms/m

■市川市独自の継続調査結果 その2（H29.12.5、H30.1.16 実施）

番号 井戸所在地	7 国分②	8 国分③	9 曾谷	10 宮久保	11 湊	12 湊	地下水の 環境基準 (mg/L)
砒素	—	—	—	—	0.010	0.006	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.92	41	24	9.6	—	—	10
pH	7.4	7.5	7.7	7.5	7.9	7.5	(参考 5.8～8.6)
電気伝導度	33	51	57	36	39	64	—, 単位 : ms/m

4-1-15. 過去5年間における市内各地点の地盤沈下の推移

■水準点測量成果表 その1

(H29. 1 現在)

番号	標石 番号	所在地	目 標	標 高 H29. 1 (m)	変 動 量					5 年間 の累計 (cm)
					H25-24 (cm)	H26-25 (cm)	H27-26 (cm)	H28-27 (cm)	H29-28 (cm)	
1	3372	国府台 1-7-1	国府台病院前	23.54	0.01	0.05	0.47	0.03	-0.41	-0.15
2	3373	市川 3-20-8	春日神社	3.82	0.12	0.09	0.66	-0.07	-0.50	-0.30
3	3822	平田 2-23-12	諏訪神社	4.66	0.35	0.09	0.81	-0.10	-0.47	0.68
4	3823	鬼越 2-4-2	道路脇	5.03	0.33	-0.09	0.47	-0.34	-0.17	0.20
5	9839	新井 1-9	熊野神社	1.17	0.63	0.21	-0.02	-0.33	0.17	0.66
6	9840	湊 11-21	円明院	0.82	0.63	0.19	-0.11	-0.25	0.24	0.70
7	9841	妙典 3-9-25	道路脇	1.79	0.60	0.16	-0.06	-0.58	0.22	0.34
8	9842	高谷 1-8-1	信篤公民館	1.15	0.47	-0.08	0.33	-0.47	-0.05	0.20
9	83	高谷 1-8-1	信篤公民館	1.17	0.47	-0.09	0.31	-0.45	-0.05	0.19
10	新 84	田尻 4-12-25	日枝神社	0.96	0.58	-0.25	-0.35	-0.09	-0.04	-0.15
11	旧 84	田尻 4-12-25	日枝神社	----	----	----	----	----	----	----
12	85	稲荷木 2-15-13	新行徳橋下	0.48	0.58	-0.22	-0.18	-2.02	-1.49	-3.33
13	86	本行徳 5-22	徳願寺	1.10	0.56	0.24	-0.06	-0.51	0.27	0.50
14	87	本行徳 32-23	神明神社	1.78	0.62	0.14	-0.04	-0.44	0.21	0.49
15	88	香取 1-16-26	源心寺	0.16	0.64	0.34	-0.15	-0.26	0.18	0.75
16	89	相之川 2-12-16	了善寺	0.60	0.64	0.26	-0.06	-0.27	0.23	0.80
17	I- 1	上妙典 764-2	地下鉄東西線操車場	2.38	0.60	0.01	-0.04	-0.43	0.12	0.26
18	I- 2	幸 2-4	行徳南部公園	0.92	0.63	0.25	0.13	-0.39	0.32	0.94
19	I- 3	福栄 4-14	福栄公園	0.07	0.32	0.21	-0.12	-0.39	0.21	0.23
20	I- 4	千鳥町 2	興亜硝子(株)	3.25	0.24	0.22	0.00	-0.53	0.15	0.08
21	I- 6	湊新田 1-11	胡録公園	0.48	0.48	0.16	-0.06	-0.35	0.19	0.42
22	I- 7	高谷 2-12-10	大鷲神社	1.54	0.51	0.01	0.30	-0.45	-0.06	0.31
23	I-11	市川 2-32-5	市川小学校	4.88	0.17	0.07	0.45	0.01	-0.57	0.13
24	I-12	国府台 5-26-18	泉養寺	22.67	-0.06	0.08	0.46	-0.06	-0.33	0.09
25	I-13	新田 4-8-15	宮田小学校	----	----	----	----	----	----	----
26	I-14	新田 5-1-7	春日神社	6.03	0.29	-0.02	0.35	-0.11	-0.53	-0.02
27	I-16	八幡 3-24-1	八幡小学校	----	----	----	----	----	----	----
28	I-17	八幡 1-1-1	市川市役所	3.21	0.28	-0.08	0.27	-0.40	-0.39	-0.32
29	I-18	高谷新町 9	日本蒸溜工業(株)	2.27	0.42	-0.20	0.49	-0.51	-0.22	-0.02
30	I-19	高谷新町 6	三液市川ガスターミナル	1.17	0.36	-0.12	0.44	-0.47	-0.21	0.00
31	I-22	国府台 2-3-1	和洋女子大学	----	0.01	0.11	0.46	-0.05	----	----
32	I-23	曾谷 3-2-1	市立第三中学校	----	----	----	----	----	----	----

■水準点測量成果表 その2

(H29. 1 現在)

番号	標石番号	所在地	目標	標高 H29. 1 (m)	変動量					5年間の累計 (cm)
					H25-24 (cm)	H26-25 (cm)	H27-26 (cm)	H28-27 (cm)	H29-28 (cm)	
33	I-24	東菅野 4-1-1	市川学園	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
34	I-25	若宮 3-54-10	若宮小学校	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
35	I-26	中山 1-11-1	市立第四中学校	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
36	I-27	堀之内 4-26-13	伊弉諾神社	25. 59	0. 17	0. 00	0. 52	-0. 26	-0. 19	0. 24
37	I-30	大野町 2-1877	大柏小学校	23. 68	-0. 15	0. 16	0. 48	-0. 28	0. 03	0. 24
38	I-31	北方町 4-1352-2	J A 市川市本店	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
39	I-32	鬼高 3-16-1	市立第六中学校	1. 01	0. 28	-0. 09	0. 43	-0. 60	0. 06	0. 08
40	I-33	高谷 1774	松田運送(株)	0. 63	0. 44	-0. 17	0. 46	-0. 56	-0. 10	0. 07
41	I-34	原木 4-17-17	歩道橋脇	1. 54	0. 51	0. 03	0. 42	-0. 56	-0. 13	0. 27
42	I-35	富浜 3-10-2	行徳中央公園	0. 74	0. 65	0. 09	-0. 05	-0. 51	0. 14	0. 32
43	I-36	行徳駅前 3-4	南沖公園	0. 27	0. 20	0. 38	-0. 16	-0. 54	0. 17	0. 05
44	I-38	大町 271	市川市教職員住宅	25. 33	0. 03	0. 06	0. 58	-0. 45	-0. 09	0. 13
45	I-39	大野町 4-2481	市営市川霊園	12. 85	-0. 05	0. 03	0. 54	-0. 34	-0. 02	0. 26
46	I-40	大野町 1-402	ほうせんか公園	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
47	I-41	柏井町 1-1696	唱行寺	13. 47	-0. 09	0. 01	0. 48	-0. 35	-0. 07	0. 16
48	I-42	末広 1-1-41	市立第七中学校	0. 57	0. 56	0. 05	0. 10	-0. 55	0. 30	0. 46
49	I-43	高浜町 7	東洋合成工業(株)	2. 77	0. 49	0. 15	0. 14	-0. 53	0. 20	0. 45
50	I-44	千鳥町 14	五洋建設(株)	2. 80	0. 15	0. 23	-0. 27	-0. 38	0. 26	-0. 01
51	I-46	本塩 7	上道公園	0. 73	0. 58	0. 11	0. 06	-0. 51	0. 27	0. 51
52	I-47	湊新田 2-4	行徳駅前公園	0. 40	0. 38	0. 23	-0. 08	-0. 40	0. 14	0. 27
53	I-48	行徳駅前 4-4	東根公園	0. 33	0. 05	0. 27	-0. 14	-0. 52	0. 09	-0. 25
54	I-49	新浜 1-4	西浜公園	0. 34	0. 35	0. 30	-0. 50	-0. 45	0. 26	-0. 04
55	I-50	福栄 1-20	東場公園	0. 41	0. 37	0. 26	-0. 60	-0. 28	0. 18	0. 07
56	I-51	南行徳 4-7-1	東海面公園	0. 59	0. 31	0. 38	-0. 01	-0. 28	0. 14	0. 54
57	I-52	塩浜 1-1	トーマン(株)	2. 79	0. 35	-0. 32	-0. 16	-0. 63	0. 01	-0. 75
58	I-53	塩浜 1-1	丸一鋼管前	2. 78	0. 52	0. 04	-0. 12	-0. 63	0. 33	0. 14
59	I-54	福栄 2-14	湊新田公園	0. 38	0. 34	0. 08	-0. 09	-0. 46	0. 11	-0. 02
60	I-56	日之出 2	南浜公園	1. 07	0. 49	0. 20	0. 01	-0. 50	0. 29	0. 49

付記：標石番号 I-18<日本蒸溜工業(株)>の水準点は、仮点による測定値(*印)です。

付記：標石番号 I-41<唱行寺>の水準点は、平成 12 年度に移設されています。

付記：標石番号 3822<諏訪神社>の水準点は、平成 21 年度に移設されています。

付記：標石番号 I-1<地下鉄東西線操車場>、I-7<大鷲神社>、I-18<日本蒸溜工業(株)>、I-19<三液市川ガスターミナル>、I-33<松田運送(株)>、I-34<歩道橋脇>、I-35<行徳中央公園>、I-43<東洋合成工業(株)>、I-44<五洋建設(株)>、I-50<東場公園>の水準点は、平成 23 年度に再観測しています。

4-1-16. 土壌の汚染に係る環境基準

項 目		環境上の条件	項 目		環境上の条件
1	カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
			16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
3	有機りん	検液中に検出されないこと。	18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
4	鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	19	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
5	六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	20	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
6	砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
			22	チラウム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
7	総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	23	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	24	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
9	PCB	検液中に検出されないこと。	25	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
10	銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	26	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
11	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	27	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
			28	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
12	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	29	1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
13	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。			
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。			

4-1-17. 土壌汚染対策法における特定有害物質と指定基準

特定有害物質		指定基準	
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		検液 1L につき 0.002mg 以下であること
四塩化炭素			検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン			検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン			検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン			検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン			検液 1L につき 0.002mg 以下であること
ジクロロメタン			検液 1L につき 0.02mg 以下であること
テトラクロロエチレン			検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン			検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン			検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン			検液 1L につき 0.03mg 以下であること
ベンゼン			検液 1L につき 0.01mg 以下であること
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第2種特定有害物質)	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム化合物		土壌 1kg につき 250mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
シアン化合物		遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 内アルキル水銀		土壌 1kg につき 15mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
鉛及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
砒素及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素及びその化合物		土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素及びその化合物		土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チウラム			検液 1L につき 0.006mg 以下であること
チオベンカルブ			検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル			検液中に検出されないこと
有機りん化合物			検液中に検出されないこと

4-1-18. 土壌のダイオキシン類調査結果

■土壌のダイオキシン類濃度調査結果

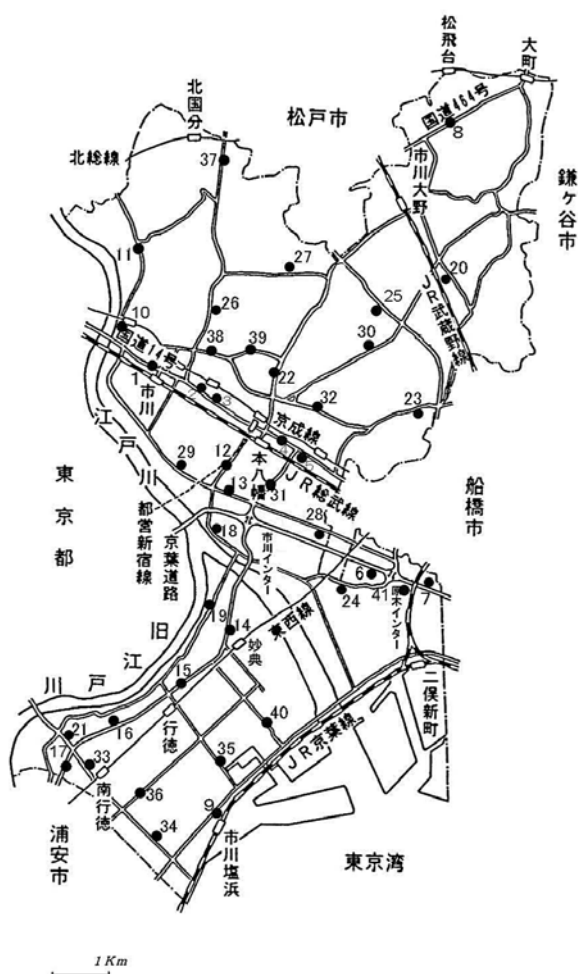
調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準	再調査指針値
宮田小学校	0.97-TEQ /g-乾重量	1,000 pg-TEQ /g-乾重量	250 pg-TEQ /g-乾重量

4-1-19. 騒音・振動調査地点

■騒音・振動調査地点

道路名		測定地点 No.
一般国道	14号	1, 2, 3, 4, 5
	14号(京葉道路)	6, 7
	464号	8
	357号	9
県道 (主要地方道)	市川松戸線	10, 11
	市川浦安線	12, 13, 14, 15, 16, 17
	市川浦安線(旧道)	18, 19
	船橋松戸線	20
	東京市川線	21
	市川柏線	22
	市川印西線	23

道路名		測定地点 No.
県道 (一般県道)	船橋行徳線	24
	松戸原木線	25
	高塚新田市川線	26, 27
	若宮西船市川線	28, 29
市道	市道 0126号	30
	市道 0117号	31
	市道 0125号	32
	市道 0101号	33, 34
	市道 0104号	35
	市道 0106号	36
	市道 0130号	37
	市道 0124号	38, 39
	市道 0109号	40
	市道 0114号	41



4-1-20. 騒音に関する環境基準

騒音に係る環境基準としては、一般地域・道路に面する地域に適用する「騒音に係る環境基準」、飛行場周辺に適用される「航空機騒音に係る環境基準」、新幹線鉄道沿線に適用される「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の3つが定められています。そのうち、市内には「騒音に係る環境基準」のみが適用されています。

■一般地域（道路に面する地域以外の地域）の環境基準

（単位：デシベル）

地域類型	時 間 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時	
A A	50 以下	40 以下	該当なし
A	55 以下	45 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
B			第一種住居地域、第二種住居地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
C	60 以下	50 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域及び工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）

注）市街化調整区域及び工業専用地域は対象外。

■道路に面する地域の環境基準

（単位：デシベル）

地 域 の 区 分	時 間 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

環 境 基 準 値	
昼 間	夜 間
70 以下	65 以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいう。

4-1-21. 騒音・振動に関する要請限度

■自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル)

地域類型	時 間 区 分	
	昼 間	夜 間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65 以下	55 以下
a区域のうち2車線以上を有する道路に面する地域	70 以下	65 以下
b区域のうち2車線以上を有する道路に面する地域及び c区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 以下	70 以下

注) a区域 : 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域

b区域 : 第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域

c区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域及び工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域

第一特別地域 : 準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲30メートル以内の地域

第二特別地域 : 第二特別地域とは、工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域

■道路交通振動の要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時 間 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
	午前8時～ 午後7時	午後7時～ 翌日の午前8時	
第1種区域	65 以下	60 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
第2種区域	70 以下	65 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

4-1-22. 騒音・振動に関する現況

(1) 環境騒音

市内の環境騒音を把握するため、定期的（5年毎）に調査を行っています。

調査は、平成25年3月～6月に市内49地点で実施しました。測定地点は、市内を1kmメッシュに区切り、それぞれのメッシュに1地点の割合で設定し、9:00～17:00の間に2回の測定を行いました。

その結果を環境基準が設定されている34地点についてみると、基準値以下の地点は26地点でした。これを地域類型別でみると、A及びB地域（第1種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1種住居地域）は22地点で、C地域（商業地域、準工業地域、工業地域）は4地点で基準値以下の測定結果となりました。

■環境騒音測定結果（昼間）

地域 類型	用途地域	測定 地点数	騒音 (dB)	基準値以下 地点数
A	第1種低層住居専用地域	14	55	11
	第1種中高層住居専用地域	3	54	2
	第2種中高層住居専用地域	3	52	3
B	第1種住居地域	9	58	6
C	商業地域	2	55	2
	準工業地域	2	64	1
	工業地域	1	63	1
他 ☆	工業専用地域	2	66	－
	市街化調整区域	13	56	－
計（平均値）		49	(58)	26

☆環境基準が設定されていない工業専用地域・市街化調整区域においても測定地点を設定した。

(2) 道路交通騒音・振動

①自動車騒音・道路交通振動

本市は、東京都と千葉県を結ぶ交通の要衝にあり、千葉街道・京葉道路・湾岸道路などの幹線道路が通ることから、通過自動車交通量が多い状況です。市内の道路騒音・振動の状況を把握するため、経年的に調査を実施しています。

平成29年度は、主要道路6路線7地点（詳細調査地点含む）で実施し、自動車騒音は昼間58～71デシベル、夜間55～71デシベルでした。一般国道14号など、比較的交通量の多い道路に面した地点では、騒音レベルが高くなっています。振動レベルは昼間32～52デシベル（L10）、夜間26～45デシベルでした。

■主要道路騒音の経年測定結果

No	道路名		調査地点	騒音 (dB)				
				Leq				
				25	26	27	28	29
1	一般国道	14号	市川2丁目	—	—	—	—	69
2			新田1丁目	68	—	—	—	—
3			平田2丁目	—	—	—	—	71
4			八幡1丁目15	—	69	—	—	—
5			八幡1丁目8	—	—	67	—	—
6		14号 (京葉道路)	原木3丁目	—	—	—	—	63
7			二俣2丁目	64	—	—	—	—
8		464号	大町	—	—	—	—	69
9		357号	塩浜3丁目	—	—	—	—	—
10	県道 (主要地方道)	市川松戸線	市川3丁目	—	—	—	69	—
11			国府台2丁目	—	—	—	65	—
12		市川浦安線 (バイパス)	東大和田2丁目	—	—	—	—	—
13			東大和田1丁目	—	—	—	—	—
14			富浜1丁目	—	—	75	—	—
15			末広1丁目	73	—	—	—	—
16			相之川2丁目	70	—	72	—	—
17			新井2丁目	—	—	—	66	—
18		市川浦安線 (旧道)	稲荷木3丁目	62	—	—	—	58
19			本行徳12番地	—	68	—	—	—
20		船橋松戸線	柏井町3丁目	—	—	67	—	—
21		東京市川線	相之川1丁目	—	—	—	—	—
22		市川柏線	東菅野2丁目	—	—	—	—	63
23		市川印西線	若宮3丁目	68	—	—	—	—
24	県道 (一般県道)	船橋行徳線	高谷1丁目	—	66	—	—	—
25		松戸原木線	下貝塚3丁目	—	—	—	69	—
26		高塚新田市川線	国分1丁目	—	—	67	—	—
27			曾谷2丁目	—	67	—	—	—
28		若宮西船市川線	鬼高3丁目	68	68	—	—	—
29			大洲1丁目	—	68	—	—	—

■主要道路騒音の経年測定結果（市道）

No	道路名	調査地点	騒音 (dB)				
			Leq				
			25	26	27	28	29
30	市道 0126 号	東菅野 5 丁目	66	—	—	—	68
31	市道 0117 号	南八幡 2 丁目	69	—	—	—	—
32	市道 0125 号	八幡 6 丁目	—	—	—	64	—
33	市道 0101 号	新井 3 丁目	—	—	—	67	—
34		塩浜 4 丁目	68	—	69	—	—
35	市道 0104 号	新浜 2 丁目	69	—	—	—	—
36	市道 0106 号	福栄 4 丁目	66	—	—	—	—
37	市道 0130 号	堀之内 5 丁目	—	—	—	—	—
38	市道 0124 号	菅野 6 丁目	62	—	—	—	—
39		菅野 5 丁目	64	—	—	—	—
40	市道 0109 号	塩焼 3 丁目	—	—	—	66	—
41	市道 0114 号	原木 3 丁目	—	—	—	71	—

※ 1 測定時間 6:00～22:00

※ 2 測定は概ね 5 年間隔で行なっています。

■主要道路騒音・振動調査結果

No	道路名	調査地点	測定年月日	騒音 (dB)				振動 (dB)			
				L eq				L 10			
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度	夜間	要請限度
10	一般国道14号	市川2丁目	H29. 12. 4	69	70	68	65	40	70	38	65
11		平田2丁目	H29. 12. 4	71	70	71	65	42	70	40	65
17	一般国道14号 (京葉道路)	原木3丁目	H29. 12. 6	63	70	59	65	45	70	41	65
25	一般国道464号	大町	H29. 12. 6	69	70	66	65	52	—	45	—
32	県道市川柏線	東菅野2丁目	H29. 12. 6	63	70	60	65	36	70	31	65
33	県道市川浦安線	稲荷木3丁目	H29. 12. 4	58	70	55	65	32	65	26	60
40	市道0126号	東菅野5丁目	H30. 1. 24	68	65	65	60	42	65	38	60

※ 1 時間帯 騒音：昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～翌 6 時 振動：昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～翌 8 時

※ 2 市川 2 丁目、原木 3 丁目は 3 日間測定（要請限度測定）を行っています。測定年月日は、3 日間測定の初日を表す。騒音、振動の数値は、3 日間の平均値です。

②道路に面する地域の環境基準の達成状況（自動車騒音常時監視）

道路に面する地域（道路端から50m 以内）は一般地域の環境基準が適用されず、道路に面する地域の環境基準が適用されます。騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視はその環境基準の達成状況を把握するもので、平成24年度から都道府県に加えて市でもこの事務を行うことになりました。

環境基準の達成状況は、道路に面する地域内の住居等について、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされており、面的評価といいます。

平成29年度は、5路線について調査を実施し、調査路線の沿道に立地する住居等（32,285戸）を対象に面的評価を行った結果、昼間（6時～22時）、夜間（22時～6時）とも環境基準以下であったのは28,454戸（88.1%）でした。

■道路に面する地域の面的評価結果（全体）

評価対象	戸数	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数	32,285	28,454	88.1	2,651	8.2	0	0.0	1,180	3.6
近接空間	13,784	10,400	75.4	2,332	16.9	0	0.0	1,052	7.5
非近接空間	18,501	18,054	97.5	319	1.7	0	0.0	128	0.6

※ 近接空間：2車線以下の道路の場合は道路端から15m、2車線を超える場合は20mまでの範囲
非近接空間：道路端から50mの範囲のうち近接空間以外の範囲

■路線別の面的評価結果

路線名	戸数	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
一般国道14号	1,852	1,393	75.2	446	24.0	0	0.0	13	0.7
県道市川松戸線	1,279	1,013	79.2	164	12.8	0	0.0	102	7.9
一般国道14号 (京葉道路)	1,033	964	93.3	10	0.9	0	0.0	59	5.7
一般国道464号	247	244	98.7	3	1.2	0	0.0	0	0.0
県道市川柏線	2,052	2,039	99.3	13	0.6	0	0.0	0	0.0
県道市川浦安線	491	488	99.3	1	0.2	0	0.0	2	0.4

※ 交差点等において、複数の道路から評価を受ける住居等があるため、全体での面的評価と路線別面的評価の評価戸数の合計は異なります。

③騒音・振動の要請限度

自動車騒音、道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超過することで道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することなどができます。

平成29年度は、自動車騒音・振動について2地点で測定を実施し、要請限度を超過した地点はありませんでした。

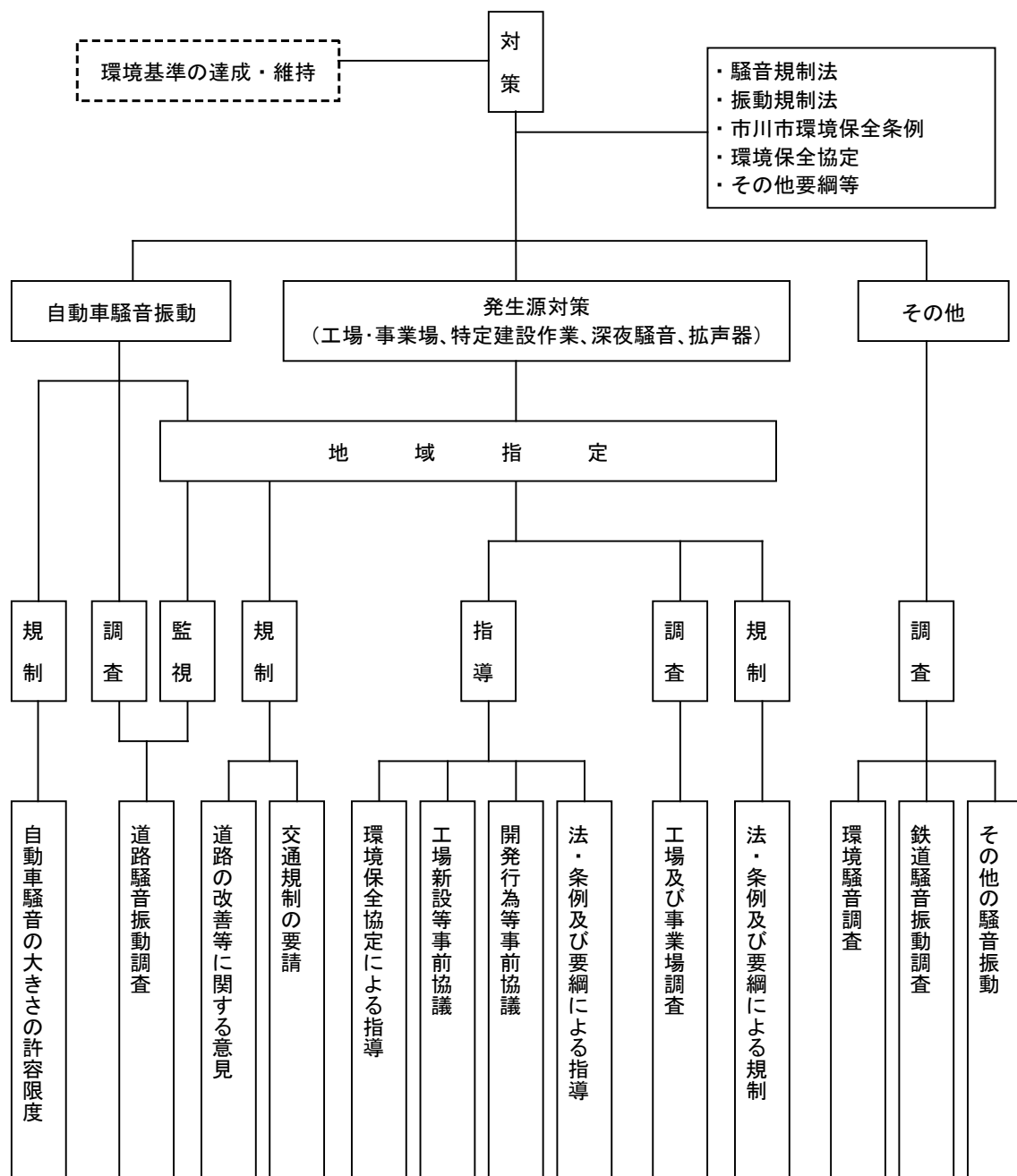
■音の大きさの目安とその身体的な影響

騒音レベル (dB)	音の種類	身体的影響
120	近くの雷鳴	難聴 作業量の減少 文章理解度の減少 集中力の低下 計算力の低下 睡眠妨害 睡眠深度の低下
110	自動車の前方1mのクラクションの音	
100	ガード下の電車通過時の音	
90	ピアノの前方1mの所の音	
80	布団をたたく前方1.5mの所の音	
70	カナヅチで板をたたく音、掃除機	
60	アルミサッシ戸の開閉、洗濯機	
50	エアコン(室外機)、換気扇	
40	ガスコンロの強火	
30	冷蔵庫	
20	置き時計の秒針の音	

■振動レベルの目安とその影響

振動レベル (dB)	震度 階級	被害損傷の状況		
		人間	屋内の状況	屋外の状況
110 以上	7	揺れに翻弄され自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し飛ぶ物もある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。
105～110	6 強	立っていることができず這わないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
95～105	5 強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンス等重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが倒れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。
	5 弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	吊り下げ物が激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。補強されていないブロック塀が倒れることがある。
85～95	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚める。	吊り下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて揺れに気づく人がいる。
75～85	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
65～75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚める。	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
55～65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
55 以下	0	人は揺れを感じない。		

4-1-23. 騒音・振動防止対策体系図



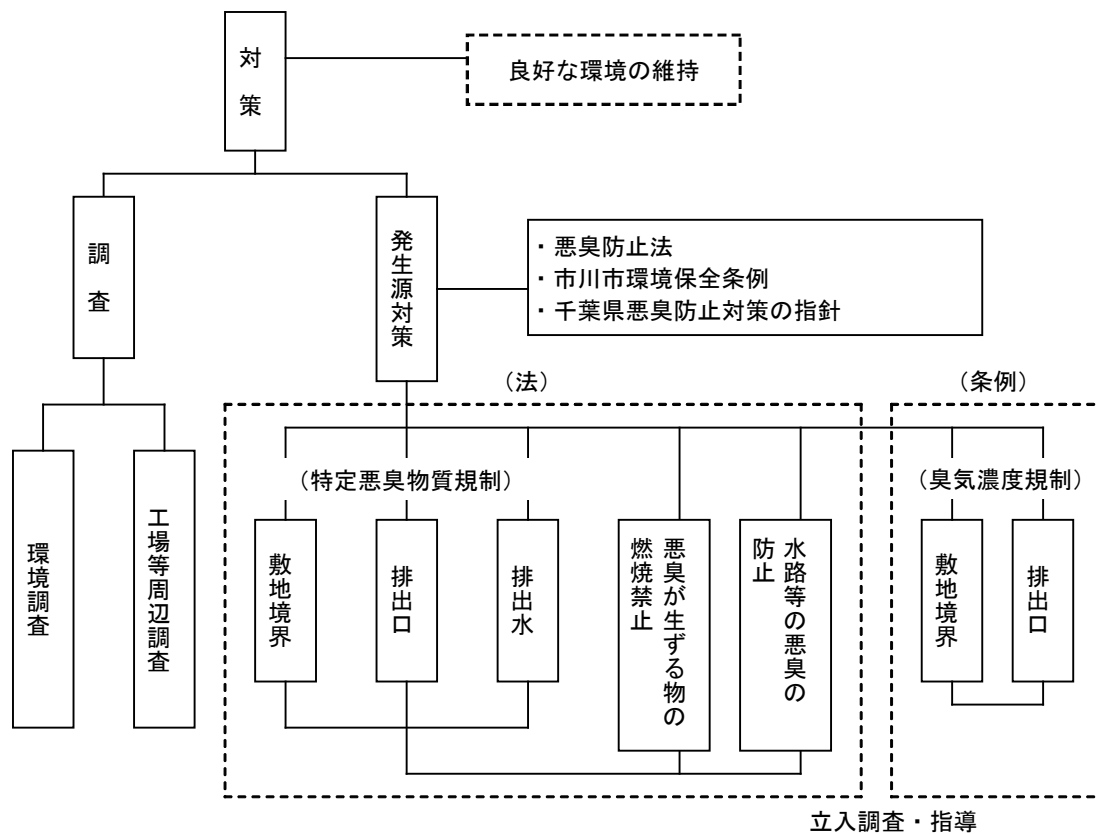
4-1-24. におい環境の現況

苦情の発生状況

近年の悪臭に係る苦情の発生源は、生活様式の変化などに伴い、サービス業や家庭生活まで幅が広く、典型七公害の中でも苦情発生件数の上位を占める結果となっています。

平成29年度は43件の苦情がありました。

4-1-25. 悪臭防止対策体系図



4-1-26. 吹付け材にアスベストが検出された公共施設

平成 29 年度末

1. 信篤幼稚園	24. 幸小学校	47. 柏井第三団地
2. 塩焼幼稚園	25. 南新浜小学校	48. 奉免団地 1・2・4 団地
3. 中山小学校	26. 大野小学校	49. 曾谷第一団地
4. 国分小学校	27. 塩焼小学校	50. 曾谷第四団地 A・B 棟
5. 大柏小学校	28. 稲越小学校	51. 宮久保団地
6. 富貴島小学校	29. 塩浜学園（旧塩浜小校舎）	52. 稲荷木団地
7. 若宮小学校	30. 大和田小学校	53. 塩浜団地 3 号棟
8. 国府台小学校	31. 第一中学校	54. 塩浜団地 4 号棟
9. 平田小学校	32. 第三中学校	55. 原木市営住宅
10. 鬼高小学校	33. 第六中学校	56. 南行徳図書館
11. 菅野小学校	34. 第七中学校	57. 第 7 分団車庫兼詰所
12. 行徳小学校	35. 第八中学校	58. 本庁第一庁舎
13. 稲荷木小学校	36. 高谷中学校	59. 本庁第三庁舎
14. 南行徳小学校	37. 福栄中学校	60. 中山老人集会所
15. 宮久保小学校	38. 東国分中学校	61. 勤労福祉センター本館
16. 二俣小学校	39. 大洲中学校	62. 福栄老人いこいの家
17. 曾谷小学校	40. 塩浜学園（旧塩浜中校舎）	
18. 大町小学校	41. 須和田の丘特別支援学校	
19. 北方小学校	42. 奉免団地 5 号棟（旧 奉免教職員住宅）	
20. 百合台小学校	43. 東部公民館	
21. 富美浜小学校	44. 塩焼保育園	
22. 柏井小学校	45. 相之川第一団地	
23. 大洲小学校	46. 柏井第一団地	

※ アスベスト項目 クロシドライト、アモサイト、クリソタイトの 3 種類

※ 上記施設では、囲い込み・封じ込め・維持管理の対策を実施しています。

※ 平成 29 年度公共施設アスベスト浮遊調査の結果、60 施設で実施し、すべて不検出（0.6 本/L 未満）でした。

4-1-27. 食品中の放射性物質の基準値

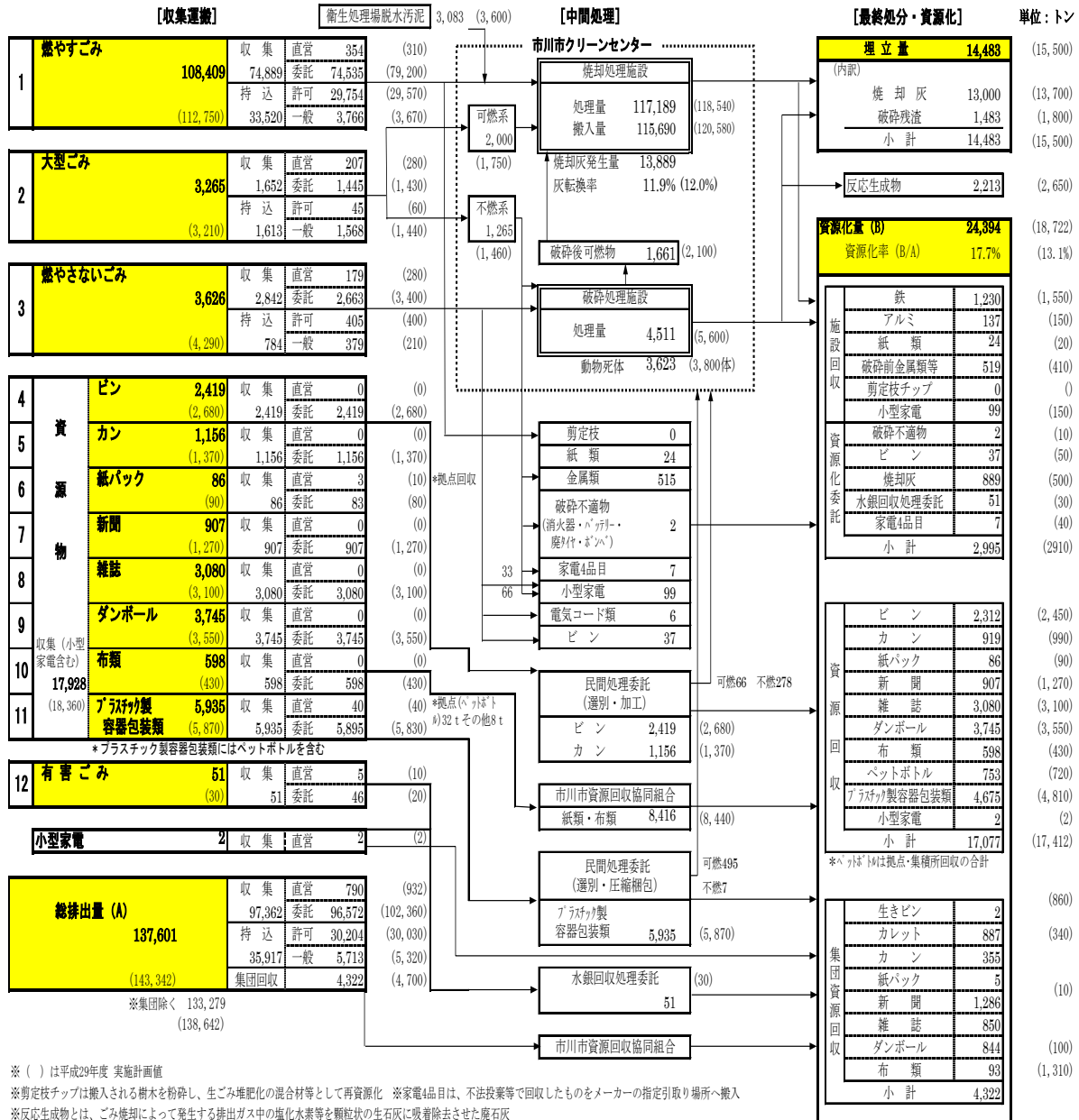
■放射性セシウムの新基準値（平成24年4月1日以降）

食 品 群	基 準 値 (単位： <u>ベクレル</u> /kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

5-1-1. ごみ処理・資源物の回収

平成29年度 ごみ処理・資源物回収フローシート



6-1-1. 市民への環境学習

■平成 29 年度自然環境講座（旧市民環境講座）

開催日	会場	参加人数	内容
4月22日（土）	里見公園・江戸川河川敷	5名	春の野鳥や植物を中心とした生きものを観察
6月17日（土）	法華経寺周辺	12名	法華経寺周辺に残る巨樹を歩きながら観察
7月15日（土）	大町公園自然観察園	30名	生物多様性モニタリング調査の指標生物で夏に観察できる生きものを観察
8月19日（土）	行徳鳥獣保護区	6名	カニなどの水辺の生きものとふれ合う夏休み講座（小学生向け）
9月 9日（土）	大柏川第一調節池緑地	13名	生物多様性モニタリング調査の指標生物で秋に観察できる生きものを観察
10月 7日（土）	葛西臨海公園・葛西海浜公園（江戸川区）	20名	市外の自然環境を体験
11月18日（土）	里見公園・江戸川河川敷	6名	生物多様性モニタリング調査の指標生物で冬に観察できる生きものを観察
12月17日（日）	東浜	4名	干潟・浅瀬で水鳥を観察
3月 3日（土）	行徳鳥獣保護区	7名	水鳥の楽園でバードウォッチング
3月24日（土）	真間山周辺	17名	真間山周辺の巨樹を歩きながら観察

■平成29年度「いちかわこども環境クラブ」登録団体一覧

平成30年3月31日現在

N0	登録団体名	会員	サポーター	計	活動内容や活動目標
1	かいさんず	4	6	10	自分の出来る事をやる。壁新聞を作る！
2	大和田こども探検隊	18	8	26	自然環境観察などに取り組む。
3	ガールスカウト千葉県第52団	10	6	16	野菜作り、野外料理、自然観察、エコについて、国際交流、防災。
4	たんぼぼ	5	6	11	ごみ・リサイクル、水質調査。
5	市川妙典イオンチアーズクラブ	20	17	37	どうしたらゴミ・リサイクルが減らせるのか。
6	みかゆうなクラブ	1	2	3	身近な環境問題について、発見・気づきを得るとともに、自分たちの出来ることから取り組んでいく。
7	ななちゃんズ	1	4	5	自然観察・体験、生物多様性の学習。
8	S Gエコキッズ・ファミリンク	1	2	3	自然体験を通じて環境について学ぶ。
9	さいわいエコクラブ	2	3	5	身近な自然について、頭で考えるだけでなく身体でも感じて学んでいこう。
10	ゆめ&のどか	2	2	4	梨狩り。
11	だいこんくらぶ	2	2	4	
12	市川市立若宮小学校 5年生	85	1	86	
13	市川市立二俣小学校 5年生	50	1	51	昨年、真間川についての学習を行ったことで、普段からできるエコ活動を継続して行う。
14	川辺エコクラブ	1	1	2	いろいろなことにチャレンジ！
15	Child Social Responsibility (CSR)	11	11	22	
16	あんけい	2	1	3	生き物観察。
17	フルーツ	2	1	3	自然にふれる。
18	みずき	1	1	2	身近な自然の観察。
19	薮崎エコクラブ	1	1	2	市川の環境学習について学ぶ。
20	鬼高ゆかいな仲間たち	9	5	14	
21	飯島エコクラブ	2	2	4	
合計	21 グループ	230	83	313	

6-1-2. 大学との包括協定

(1) 千葉商科大学

■環境学習講師人材育成研修

		開催日	テーマ
前期	第1回	5月31日(水)	地球温暖化問題のメカニズム、市の取り組み等について
	第2回	6月7日(水)	環境学習「未来ノート」について
	第3回	6月14日(水)	学生による環境学習模擬授業 その1
	第4回	6月21日(水)	学生による環境学習模擬授業 その2
後期	第5回	8月23日(水)	環境学習「未来ノート」の振り返りについて
	第6回	8月30日(水)	学生による環境学習模擬授業
	第7回	10月11日(水)	環境学習講師人材育成プログラムを終えて(修了式)

■環境学習(出前授業)

学校名	授業実施日		内容
	前期	後期	
新井小学校	7月4日(火)	9月13日(水)	(前期) 地球温暖化問題 調べ学習について
稲越小学校	7月10日(月)	9月20日(水)	
鬼高小学校	7月14日(金)	9月12日(火)	
二俣小学校	7月3日(月)	9月21日(木)	
富美浜小学校	6月29日(木)	9月22日(金)	(後期) 取り組み結果について発表
妙典小学校	6月27日(火)	9月14日(木)	
百合台小学校	7月5日(水)	9月11日(月)	
7校 24クラス 782人			



小学校での授業の様子

(2) 和洋女子大学

■環境かるたの作成

和洋女子大学の学生との協働により、新たな環境学習用教材である「環境かるた」を作成しました。

かるたの作成は平成29年7月から8月にかけて市内小学生から読み札となる環境標語を募集し、9月から11月にかけて学生による絵札のイラスト作成が行われました。翌年の1月に「環境かるた」が完成し、1月28日に環境かるた大会を実施しました。



環境かるた



絵札と読み札



環境かるた大会の様子

6-2-1. 環境保全に関する協定の締結事業所

■環境保全協定締結事業所一覧

(平成30年3月31日現在)

No	事業所名	No	事業所名
1	アズマプレコート株式会社 本社工場	31	株式会社西友 行徳店・本八幡店・新浜店
2	株式会社市川環境エンジニアリング	32	第一薬品産業株式会社
3	プロモ株式会社	33	高俊興業株式会社 市川エコ・プラント
4	市川流通団地協同組合	34	竹石産業株式会社
5	ウスイ金属株式会社	35	田中貴金属工業株式会社 市川工場
6	内宮運輸機工株式会社 本社機械センター	36	千代田鋼鉄工業株式会社 市川工場
7	大阪運輸株式会社	37	月島機械株式会社 市川事業所・研究所
8	ガルパテックス株式会社 高谷工場	38	T D K株式会社 テクニカルセンター
9	株式会社クボタ 京葉工場 市川事業所	39	東京樹脂工業株式会社 市川工場
10	株式会社栗本鐵工所 関東物流センター	40	東京製線株式会社
11	京葉瓦斯株式会社	41	三菱ふそうトラックバス株式会社 南関東ふそう市川支店
12	京葉石油化学株式会社	42	東京冷化機工業株式会社
13	興亜硝子株式会社 市川工場	43	株式会社東興開発
14	高周波精密株式会社	44	東洋合成工業株式会社 市川工場
15	株式会社高谷汚泥処理センター	45	利根コカ・コーラボトリング株式会社 市川支店
16	S Gモータース株式会社 東京店	46	日新製鋼株式会社 市川製造所
17	三共油化工業株式会社	47	一般財団法人日本穀物検定協会 中央研究所
18	産業振興株式会社 加工製品センター	48	日本サン石油株式会社 市川工場
19	産業振興株式会社 関東スクラップセンター 市川工場	49	日触テクノファインケミカル株式会社
20	株式会社サンドテクノ	50	株式会社萬国
21	J F E 鋼材株式会社 東京事業所	51	株式会社ハイパーサイクルシステムズ
22	神鋼物流株式会社 関東物流センター	52	藤化成株式会社
23	神鋼ボルト株式会社	53	富士港運株式会社 市川営業所
24	J X 日鉱日石エネルギー株式会社 市川油槽所	54	フジパン株式会社 千葉工場
25	株式会社杉田製線	55	北越紀州製紙株式会社 関東工場
26	株式会社スズキ技研	56	マツモトファインケミカル株式会社
27	住友大阪セメント株式会社	57	丸一鋼管株式会社 東京工場
28	住友金属鉱山株式会社 技術本部 市川研究所	58	丸善株式会社 京葉油槽所
29	セイコーインスツル株式会社 大野事業所	59	株式会社吉野工業所 市川工場
30	日鐵物流君津株式会社 市川事業所	60	株式会社淀川製鋼所 市川工場

6-2-2. 環境活動団体支援事業

■ 環境活動登録団体

(平成30年4月1日現在)

	団 体 名		団 体 名
1	市川緑の市民フォーラム	17	SG モーターズ株式会社 東京店
2	緑のみずがき隊	18	市川の空気を調べる会
3	一級河川派川大柏川に清流をとりもどす会	19	わんぱくの森の会
4	(NPO法人) 行徳野鳥観察舎友の会	20	エコ倶楽部市川
5	アース・リサイクル・グループ	21	eco サークル
6	(NPO法人) いちかわ地球市民会議	22	いちかわ里山倶楽部
7	社団法人 全日本釣り団体協議会公認 千葉県釣りインストラクター連絡機構市川・松戸支部	23	市川山季の会
8	大町自然観察園野鳥同好会	24	ゆうゆう里山会
9	いちかわネイチャーゲームの会	25	大柏川かはづ会
10	(NPO法人) 市川子ども文化ステーション	26	日本熊森協会 千葉県支部市川
11	いちかわ大野・れんげプロジェクト	27	大町教育の森の会
12	Re-いちかわ	28	市川四季の会
13	環境学習サポーター・種まく会	29	まちづくり家づくり Café Ichikawa
14	エコスタディいちかわ	30	市川市婦人団体連絡協議会
15	Natural Eco-Life Support(NES)	31	市川クロマツ会
16	ぼっけ生きもの倶楽部	32	いちかわ里山整備隊
		33	いちかわ八樹の会

■市川市環境基本条例（平成10年7月3日 条例第30号）

私たちの市川は、首都東京と隣接し、豊かな流れの江戸川、下総台地の斜面の緑、市街地に群生する黒松、そして南部では東京湾に臨むなど恵まれた自然環境の下、先人たちの知恵や事跡を大切に受け継ぎながら、万葉の歴史息づく文化の薫り高い都市として発展してきた。

これまでの都市としての発展は、市民生活の向上や産業活動の活発化をもたらしたが、翻ってみると一部では貴重な自然が失われ、また、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷が増大するものであった。こうした営為が、生命の源であり人類の存続基盤でもある地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、これまで健全で良好な環境を求めて、公害防止対策や自然環境保全など、様々な施策を講じてきた。しかし、今日の環境問題が質的にも量的にも変化していることに伴い、新たな時代の環境保全対策の必要性に迫られていることにかんがみ、環境への負荷の少ない社会を構築し、自然と文化が調和した魅力的で快適な環境の実現を目指さなければならない。

自然との共生に配慮し、省資源型・資源循環型の快適な環境を実現していくために、今こそ私たちは、英知を傾け、総力を挙げて環境の保全及び創造に取り組み、ひいては地球環境全体の保全に資する行動に努めるべきである。

私たちは、恵み豊かな環境からの恵沢を享受することの重要性を理解し、将来の世代に引き継いでいこうと、一人ひとりが担うべき役割を果たし、もって住みよい文化都市を実現していくため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) **地球環境保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動

による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の

製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境月間）

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、6月とする。

3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（施策等の公表）

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策について、計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。

（環境影響評価の制度の導入）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、制度の導入を図るものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制等の措置）

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤沈下の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制等の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるように努めなければならない。

（環境の保全に関する協定の締結）

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第14条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 市は、緩衝緑地、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

（調査の実施）

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に当たっては、環境の状況の把握及び今後の環境の変化に関する調査その他必要な調査を実施するものと

する。

（監視等の体制の整備）

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3章 市民参加の促進

（市民の意見の反映）

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する学習の推進）

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、及びこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするための学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する市民及び事業者の学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置）

第21条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第22条 市は、民間団体等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

（事業者及び市民との協力）

第24条 市は、事業者及び市民と協力して環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（他の地方公共団体との協力）

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第6章 環境審議会等

（環境審議会）

第26条 市川市環境審議会条例（昭和47年条例第25号）に基づき設置する市川市環境審議会においては、環境基本計画の策定その他環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議する。

（施策の調全体制の整備等）

第27条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市の機関相互の緊密な連携を図りつつ総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

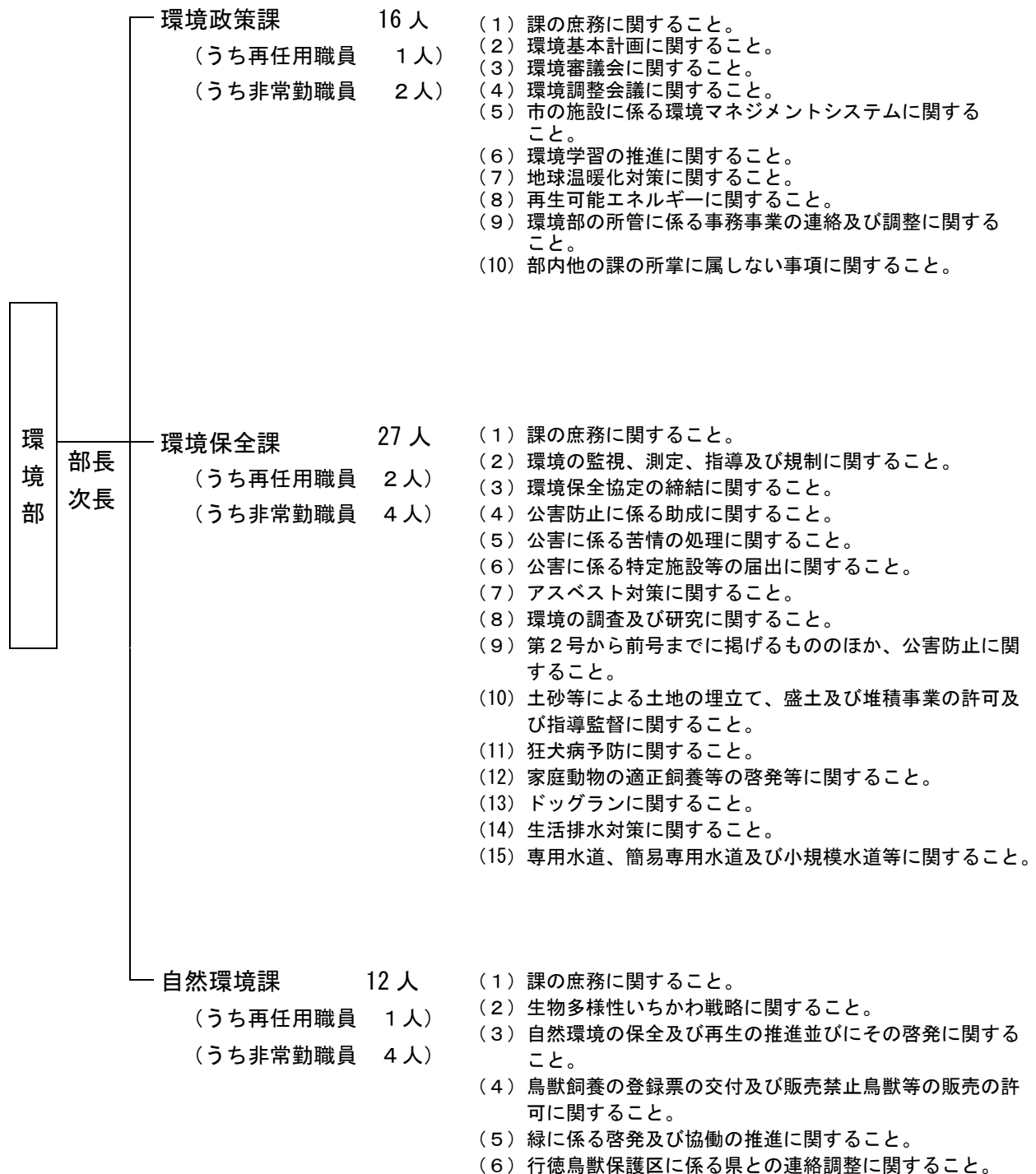
附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（市川市環境審議会条例の一部改正）
- 2 市川市環境審議会条例の一部を次のように改正する。
第2条中「保全」の次に「及び創造」を加える。

■環境部の組織と仕事

平成30年4月1日現在 職員57人（うち再任用職員4人, 非常勤職員10人）

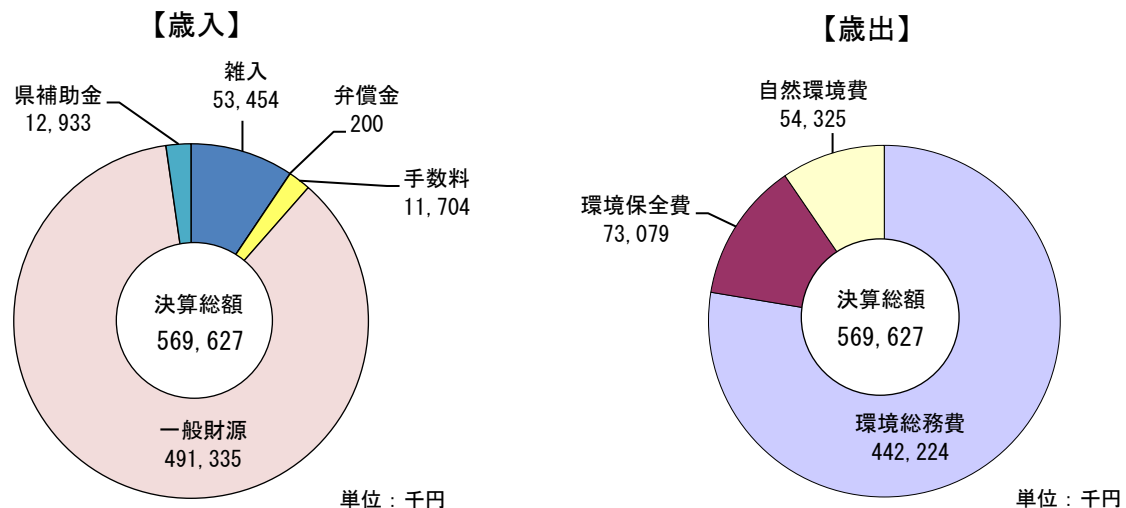


■環境行政の事業費内訳

環境行政の事業費は、①環境総務費、②環境保全費、③自然環境費に分類されます。

29年度の決算額は569,627千円で、そのうち環境総務費442,224千円、環境保全費73,079千円、自然環境費54,325千円となっています。

○決算内訳



○主な決算内訳

単位：千円

事業名	決算額		主な決算内容
	28年度	29年度	
環境審議会運営	358	457	委員報酬
地球温暖化対策推進	3,638	2,864	報償金
省エネ法推進	17	0	負担金
生活排水対策推進	120	111	消耗品費
スマートハウス普及促進	23,015	13,031	補助金
大気汚染防止対策	28,504	29,503	委託料
大気常時監視整備	7,232	21,441	備品購入費
騒音振動防止対策	3,332	3,383	委託料
水質汚濁防止対策	13,234	10,495	委託料
水道	126	121	消耗品費
狂犬病予防	5,369	5,383	賃金
ドッグラン運営	33	31	通信運搬費
猫不妊等手術費助成	1,913	1,965	補助金
放射線量測定器維持管理	182	395	物品等修繕料
生物多様性等推進	1,904	1,911	賃金
自然環境管理	31,968	41,036	委託料
雑草除去	11,818	8,954	賃金
ユスリカ等駆除	2,191	2,136	消耗品費

※決算額は、千円未満を四捨五入しているため、総額が一致しない場合があります。

■環境行政のあゆみ

【昭和 32 年～43 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
37. 6 市川市公害防止対策委員会を設置 37. 7 衛生課に公害係を設置	32. 11 「騒音防止条例」を公布 (33. 1. 1施行) 34. 9 衛生民生部環境衛生課に公害係を新設 37. 4 江戸川水域が水質保全法指定地域となる 38. 4 「千葉県公害防止条例」の公布 (38. 10. 1施行) 38. 10 千葉県公害対策審議会を設置 39. 1 騒音基準を設定 39. 9 臨海部 5 市 1 町（千葉、市川、船橋、習志野、市原の各市及び浦安町）ばい煙規制法指定地域となる 40. 3 衛生部に公害課を新設 41. 3 印旛沼水域の条例による水質基準を設定 41. 5 「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を制定 41. 8 公害防止事業団市原建設事務所を開設し、緑地帯の建設に着手 41. 10 「千葉県公害防止条例」を全面改正（42. 4. 1施行） 42. 9 千葉県公害紛争調停委員会を設置 42. 10 「千葉県公害防止条例」を一部改正（42. 11. 1施行）	33. 4 「下水道法」を公布 (34. 4 施行) 33. 12 「公共用水域の水質の保全に関する法律」並びに「工場排水等の規制に関する法律」を公布 (34. 4. 1施行) 37. 5 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（ビル用水法）を公布（37. 8施行） 37. 6 「ばい煙の排出等の規制に関する法律」を公布（37. 12施行） 39. 3 総理府に公害対策推進会議を設置 40. 6 「公害防止事業団法」を制定 (40. 6. 1施行) 40. 9 公害対策審議会発足 40. 9 厚生大臣、公害対策について諮問 41. 10 産業構造審議会産業公害部会「産業公害対策のあり方」を中間答申 42. 8 「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律」を制定 42. 8 「公害対策基本法」を制定 (42. 8. 3施行) 42. 12 公害対策会議が発足
43. 4 公害係を企画室所属に組織改正		

【昭和 43 年～46 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
	43. 6 臨海部5保健所に公害担当専門職員を配置	43. 6 「大気汚染防止法」並びに「騒音規制法」を制定 (43. 12. 1施行)
	43. 8 千葉県公害研究所が発足	
	43. 8 印旛沼、手賀沼水域が水質保全法指定水域となる	
	44. 2 「千葉県公害防止条例」を一部改正 (44. 4. 1施行)	44. 2 硫酸化物に係る環境基準を閣議決定
	44. 3 臨海部1市3町(木更津、袖ヶ浦、君津、富津)大気汚染防止法指定地域となる	
	44. 3 市原特工地区のグリーンベルト事業完成し市原市へ譲渡	
	44. 3 公害防止事業団市原建設事務所閉鎖	
44. 4 騒音規制法による事務委任	44. 4 騒音規制法を7市(柏、松戸、市川、船橋、習志野、千葉、市原)へ委任	
	44. 5 千葉、市原地域に係る公害防止計画の策定を国から指示	44. 5 公害防止計画の基本方針を指示
		44. 7 大気汚染防止法の特別排出基準を設定
44. 9 工業用水法の指定地域を指定(総武線以南)		44. 9 工業用水法に基づく指定地域を拡大
44. 12 臨海部進出企業34社と公害防止協定締結		44. 12 大気汚染防止法に基づく排出基準を改正 (45. 2. 1施行)
		44. 12 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」を制定
	45. 3 「千葉県公害防止条例」を全面改正 (45. 4. 1施行)	
	45. 4 公害課を公害対策課と公害規制課の2課に組織改正	45. 4 水質汚濁に係る環境基準を閣議決定
	45. 6 我が国最初の光化学スモッグ被害が木更津で発生	45. 6 「公害紛争処理法」を制定
45. 8 「企画室公害課」に組織改正		
45. 9 千葉県公害防止条例に基づく事務委任	45. 9 「千葉県公害防止条例施行規則」(規制基準)を公布 (45. 9. 28施行)	45. 9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定(江戸川、印旛沼、手賀沼等)
45. 12 議会で公害から市民を守る決議を採択	45. 12 千葉、市原地域に係る公害防止計画を承認	45. 12 公害関係法14法律を制定又は改正
	46. 1 千葉県公害白書を発行(49年版から千葉県環境白書に改称)	
46. 2 臨海部進出企業67社と公害防止協定を締結		
46. 3 公害測定車購入	46. 3 「千葉県公害防止条例」を一部改正	
	46. 3 千葉県公害審査会を設置	
		46. 5 騒音に係る環境基準を閣議決定
		46. 5 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定
	46. 6 「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を制定	46. 6 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」
		46. 6 「悪臭防止法」を制定 (47. 5. 31 施行)
		46. 6 自動車騒音の大きさの許容限度を告知
		46. 6 排水基準を定める総理府令を制定

【昭和 46 年～49 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
46. 8 内陸部企業192社と公害防止協定締結 46. 10 大気汚染防止法に基づく事務委任（工場以外） 46. 10 環境衛生部公害課に組織改正 47. 3 「市川市公害防止条例」を制定、市川市公害防止対策委員会を廃止し、「市川市公害対策審議会」を設置 47. 5 工業用水法の改正により行徳、南行徳を除く指定地域の指定、ビル用水法の指定地域を指定 47. 5 千葉県公害防止条例に基づく揚水機関係の事務委任 47. 9 「市川市公害防止条例施行規則」を施行 47. 10 「水質研究所」を開設 48. 1 公害防止対策室に組織改正、水質研究所を「公害研究所」に改称 48. 6 第1回公害防止強化月間を設定し各種行事を実施	46. 7 「千葉県公害防止条例」を全面改正（47. 4. 20 施行） 46. 7 「千葉県環境保全条例」を制定（47. 7. 21 施行） 46. 12 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る上乗せ条例」を告示 47. 4 「千葉県公害防止条例」を改正 公害規制課を大気保全課と水質保全課の2課に組織改正、同時に水質保全研究所が発足 47. 5 公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を指定 47. 7 光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業を開始 47. 12 「江戸川流域に係る公害防止計画（47～50年度）」を策定 47. 12 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準を告示 48. 1 「千葉県公害防止条例施行規則」を一部改正 48. 4 「千葉県自然環境保全条例」を制定（48. 4 施行） 48. 4 「千葉県自然環境保全審議会」を設置 48. 6 第1回公害防止強調月間を設定し各種行事を実施	46. 7 環境庁発足 47. 1 浮遊粉じんの環境基準を設定 47. 5 「悪臭防止法施行令」に係る悪臭5物質を指定 47. 6 国連人間環境会議に参加 47. 6 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法」を一部改正 47. 6 「自然環境保全法」を制定（48. 4. 12施行） 47. 12 大気汚染防止法に基づき「自動車排出ガスの量の許容限度」を告示 48. 5 「大気の汚染に係る環境基準」を告示 48. 6 第1回環境週間 48. 7 第5次地域に係る公害防止計画の基本方針を指示 48. 8 窒素酸化物の排出基準を設定 48. 10 「公害健康被害補償法」を制定 48. 10 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を制定 48. 12 航空機騒音に係る環境基準告示 49. 1 自動車排出ガスの許容限度量について全面改定

【昭和 49 年～52 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
49. 5 水質汚濁防止法の政令市に指定	49. 3 大気発生源監視システムを整備 49. 4 環境部に組織改正（5課）	49. 3 国立公害研究所を設置 49. 4 「水質汚濁防止法施行令」を一部改正
49. 6 騒音・振動測定車を購入	49. 6 「千葉県公害防止条例」を一部改正（地下水採取規則） 49. 7 酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業を開始	49. 6 「大気汚染防止法」を一部改正（総量規制導入）
49. 8 「市川市特定建設作業の実施に関する指導要綱」施行	49. 8 騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示	49. 9 「公害健康被害補償法」を施行
49. 9 公害モニター制度発足	49. 10 「第1次千葉県産業廃棄物処理計画（49～52年度）」を策定	49. 11 公害健康被害補償法に基づく第1種地域として、千葉市南部臨海地域を指定
49. 9 騒音規制法の指定地域見直し	49. 11 大気汚染防止法に基づきSO ₂ 総量規制地域を指定	
49. 10 「環境部」に組織改正（4課、1研究所）	49. 12 「千葉臨海地域公害防止計画」を策定（49～53年度） 49. 12 （財）千葉県公害防止協会を設立	50. 2 PCBに係る水質環境基準を追加 50. 4 「大気汚染防止法」を一部改正（K値強化）
50. 5 悪臭防止法の地域指定	50. 5 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示	50. 7 新幹線騒音に係る環境基準を告示
50. 7 外環道路建設反対特別委員会発足	50. 7 水質保全研究所が稲毛へ移転 50. 8 東京湾岸自治体公害対策会議を設置（1都2県6区13市5町） 50. 9 環境モニター制度の発足	
50. 11 公害防止協定改訂締結（市内292社）	50. 12 水質汚濁防止法「上乗せ条例」を制定	50. 12 窒素酸化物の排出基準を強化
51. 4 「市川市公害防止条例施行規則」を一部改正		51. 6 「振動規制法」を制定 51. 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を一部改正（産業廃棄物処理の規制強化）
51. 5 工場緑化協定第1号を日本毛織㈱と締結	51. 7 大気汚染監視センターを設置 51. 8 硫酸酸化物に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準等を告示（51.10 施行）	51. 9 「悪臭防止法施行令」を一部改正（悪臭物質に3物質追加） 51. 9 「大気汚染防止法施行令」を一部改正（K値の強化） 51. 10 「振動規制法施行令」を制定 52. 3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を一部改正
51. 8 硫酸酸化物総量規制の指定地域に指定	52. 4 悪臭防止法に基づく追加3物質の規制基準を告示 52. 4 環境浄化推進県民運動開始	

【昭和 52 年～57 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
52. 6 第 1 回公害教室開催 52. 9 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」の一部改正による事務委任（污水等排出施設のみが設置されている工場） 52. 12 公害防止事業団の建設譲渡によるメッキ工場の集団化（市川表面処理共同組合） 53. 1 振動規制法による地域規制及び規制基準を施行 53. 4 清掃部と合併し「環境清掃部」に組織改正 53. 10 「市川市公害防止条例施行規則」を一部改正（振動規制を追加） 54. 7 「市川市環境美化運動推進会」を結成 54. 9 「市川市近隣騒音防止指導要綱」を制定 54. 10 第 1 回市内一斉清掃実施 55. 11 「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」を施行	52. 11 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準を設定告示 54. 4 二酸化窒素に係る環境目標値を設定 54. 8 「千葉臨海地域公害防止計画」を見直し 54. 12 「千葉県行徳野鳥観察舎」完成 55. 3 「千葉臨海地域公害防止計画」見直し承認 55. 5 水質総量規制基準を設定 55. 5 大気汚染情報テレホンサービスを開始 55. 12 「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定 56. 1 千葉県環境影響評価審査委員会を設置 57. 2 「千葉県空き缶等対策推進要綱」を制定	52. 5 「環境保全長期計画」を策定 52. 6 窒素酸化物の排出基準を強化 53. 6 「水質汚濁防止法」を一部改正（総量規制の導入） 53. 7 二酸化窒素に係る環境基準を緩和（0.02ppm→0.04～0.06ppm） 54. 4 中央公害対策審議会の答申（環境影響評価制度のあり方について） 54. 5 「水質汚濁防止法の施行令及び施行規則」を一部改正（総量規制実施について） 54. 6 水質総量規制制度を実施 55. 3 「富栄養化対策について」を公表 55. 9 地球的規模の環境問題に関する懇談会を設置 55. 10 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称：ラムサール条約）を発効 55. 11 「絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（通称：ワシントン条約）を発効 56. 11 「水質汚濁防止法施行令」を一部改正（特定施設の追加）

【昭和 57 年～61 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
57. 9 市民の洗剤使用状況及び意識調査を実施	57. 3 「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」を制定	57. 5 国連環境計画管理理事会特別会合が開催される 57. 5 「大気汚染防止法施行規則」を一部改正（ばいじんの排出基準の強化）（57. 6施行） 57.12 水質汚濁に係る環境基準を一部改正（湖沼の窒素及びリン追加） 58. 4 「今後の交通公害対策のあり方について」中央公害対策審議会の答申 58. 5 浄化槽法を制定 58. 9 「大気汚染防止法施行規則」等を一部改正（固体燃焼ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準の強化） 59. 7 「湖沼水質保全特別措置法」を公布（60. 3 施行） 59. 8 環境影響評価の実施についてを閣議決定 59. 8 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針を設定 59.12 湖沼水質保全基本方針を告示
	57. 4 「印旛沼水質管理計画」及び「手賀沼水質管理計画」を策定	
	57. 6 「東京湾富栄養化対策指導指針（第1次）」を策定	
	58. 3 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱（総量規制）」を制定	
	58.12 深夜営業騒音等の規制強化に係る方針を市町村に通知	
	59. 3 湖沼の窒素及びリンに係る環境基準に基づき印旛沼、手賀沼の水域類型を指定	
	59.11 財団法人印旛沼環境基金を設立（県及び関係15市町村）	
	60. 3 「第5次地域（千葉臨海地域等8地域）公害防止計画」を承認	
	60. 3 「千葉臨海地域公害防止計画（59～63年度）」を策定	
	60. 7 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定	
60. 3 「市川市公害防止条例施行規則」を一部改正	61. 3 大気情報管理システムを整備	60. 6 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」を公布（小型ボイラーを規制対象に追加） 60.12 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼等を指定（印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦等）
	61. 3 「千葉県炭化水素対策指導要綱」を制定（61. 4 施行）	
	61. 3 「ふるさと千葉環境プラン」を策定	

【昭和 61 年～平成 2 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
61. 7 清掃部門と分離し保健部と合併し「保健環境部」に組織改正	61. 4 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」を制定 61. 4 浄化槽相談員制度を発足	61. 5 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を一部改正（新規化学物質の事前審査制度の導入など）（62. 4 施行）
	62. 4 千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金公布要綱制度を創設 62. 6 第 2 次水質総量規制基準を告示	61.12 環境庁が「環境保全長期構想」を策定 62. 1 厚生省「合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱」制度を創設
元. 4 「市川市公害防止条例施行規則」を一部改正（特定建設作業の規制基準）	元. 1 「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱（トリクロロエチレン等 3 項目）」を施行 元. 3 化学的酸素要求量に係る総量規制基準を改正・告示	62.10 公害防止事業団による合併処理浄化槽への融資制度を創設 62.11 「大気汚染防止法施行令」を一部改正（ばい煙発生施設としてガスタービン・ディーゼル機関を規制対象に追加） 63.11 習志野市の谷津干潟を鳥獣保護区に指定
	元.10 「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」を一部改正（四塩化炭素の追加） 元.12 窒素酸化物に係る冬季暫定対策を実施（期間：元年12月1日～2年1月31日）	元. 3 「水質汚濁防止法」を一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加） 元. 4 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準を一部改正（告示） 元. 6 「大気汚染防止法」を一部改正（石綿を特定粉じんとして追加）（元.12施行）
2. 3 大気汚染測定車を購入	2. 3 「千葉地域公害防止計画」（元～3年度）を策定 2. 3 「ふるさと千葉アメニティプラン」を策定 2. 3 「千葉県地域環境保全基金条例」を制定（2. 7 施行）	
2. 4 「市川市公害防止条例施行規則」を一部改正		

【平成2年～5年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
	2. 5 千葉県地球環境問題連絡会議を設置	2. 6 「水質汚濁防止法」を一部改正（生活排水対策の推進） 2.12 厚生省がダイオキシン類発生防止等ガイドラインを定める
	3. 3 「千葉県みどりの基金条例」を制定（3. 4 施行）	3. 4 「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）を制定（3.10施行）
	3. 7 「千葉県最新規制適合車代替促進利子補給金交付要綱」を制定	3. 7 「水質汚濁防止法施行令」を一部改正（トリクロロエチレン等の蒸留施設を特定施設に追加） 3. 8 土壌の汚染に係る環境基準を告示（カドミウム等10物質） 3.10 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正（廃棄物の減量化や再生利用の推進）
3.12 低公害車（電気自動車）を購入	3.11 悪臭防止法に基づく規制地域等を告示（県内43市町村）	
4. 3 生活排水対策重点地域に指定される	4. 2 「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定 4. 3 「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」を制定 4. 3 「千葉県環境学習基本方針」を策定 4. 6 千葉県環境会議を設置	4. 6 自動車NOx削減法を公布 4. 6 環境と開発に関する国連会議に参加 4. 6 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を制定（5. 4. 1 施行）
	4. 7 「リン及び窒素に係る水質管理目標値に関する指導要領」を制定 4.10 「みどりの基本構想」を策定	
5. 3 「市川市生活排水対策推進計画」を策定	5. 2 「千葉県環境憲章」を制定 5. 3 「千葉地域公害防止計画」（平成4年度～8年度）を策定 5. 3 ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会を設置	5. 1 「自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針」を策定 5. 3 水質汚濁に係る環境基準を一部改正（健康項目15項目の追加等）
5. 4 環境保全課を組織改正（検査係が環境検査センターとなる）		
5. 5 低公害車（メタノール車）を導入	5. 6 アジア・太平洋環境会議を開催（環境庁と共催）	5. 5 「生物の多様性に関する条約」を締結 5. 6 悪臭防止法施行令を一部改正（悪臭10物質を追加指定） 5. 8 「水質汚濁防止法施行令」を一部改正 5. 8 湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準を制定（窒素及びリンの含有量について） 5. 9 悪臭物質の測定方法を一部改正する告示公布
5. 8 湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準を制定（窒素及びリンの含有量について）		

【平成5年～7年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
	5.11 「千葉県地球環境保全行動計画」を策定 5.11 自動車NOx削減法に基づき「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を策定	5.11 「環境基本法」を公布 5.12 「アジェンダ21行動計画」策定 5.12 「水質汚濁防止法施行令」を一部改正（有害物質13項目について規制基準を適用） 5.12 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」を我が国で発効
6.3 「いちかわ環境プラン」を策定	6.1 計量法の施行に伴い騒音規制法の規制基準を一部改正告示（ホン→デシベル） 6.3 悪臭防止法に基づく規制基準を告示（追加10物質）（6.7.1施行）	6.3 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」を制定（6.5.10施行） 6.4 「悪臭防止法施行規則」を一部改正（排水に含まれる4悪臭物質の規制基準の設定）
6.4 保健部と分離し「環境部」へと組織改正。これに伴い「環境管理課」を新設		
6.8 市川市公害対策審議会から「市川市環境審議会」へ名称変更	6.8 千葉県環境審議会の発足（環境基本法に基づき設置）	
6.10 みずアドバイザー（生活排水対策推進員）制度を発足	6.11 千葉県ごみ減量化推進県民会議を設置 6.11 「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を策定	6.12 「環境基本計画」を閣議決定 7.2 東京湾の海域の窒素、りんに係る環境基準の水域類型を指定
	7.3 「千葉県環境基本条例」を制定 7.3 「千葉県環境保全条例」を制定 7.3 「公共事業における産業廃棄物の再資源化及び再生品の利用の促進に関する基本方針」を策定 7.4 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」を一部改正	7.4 「悪臭防止法」を一部改正（人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入） 7.6 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」を制定（9.4.1施行）
7.8 いちかわこども環境クラブの発足	7.9 「千葉県のごみ減量化行動計画」を策定	7.9 「悪臭防止法施行令」を一部改正（人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入）（8.4.1施行） 7.9 「悪臭防止法施行規則」を一部改正（人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入）（8.4.1施行） 7.12 「自動車交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」を制定

【平成8年～9年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
8. 4 真間川流域水質浄化連絡協議会を設置（流域4市） 8. 4 環境検査センターが課に昇格	8. 2 「ちば新時代環境ビジョン」を策定 8. 2 「第5次千葉県産業廃棄物処理計画（8～12年度）」を策定 8. 3 悪臭防止法に基づく排水中の硫化水素等4物質の規制基準値を告示（8. 7. 1施行） 8. 4 「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を一部改正・施行 8. 7 「東京湾に係る第4次化学的酸素要求量削減計画」を策定（8. 9. 1施行） 8. 7 「東京湾に係る第4次化学的酸素要求量総量規制基準」を告示（8. 9. 1施行） 8. 8 第4次「東京湾富栄養化対策指導指針」を策定（8. 9. 1施行） 8. 8 「千葉県環境基本計画」を策定 8.11 「千葉県環境保全条例施行規則」を一部改正（非常用井戸の位置付け） 9. 3 「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」を策定（9. 4. 1実施） 9. 4 「千葉県化学物質環境管理指針」を策定 9. 4 「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」を改正（対象物質が4物質から9物質に変更） ・1,1,2-トリクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・ス-1,2-ジクロロエチレン ・ジクロロメタン ・1,2-ジクロロエタン	8. 4 「東京湾の第4次化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」を策定 8. 5 「大気汚染防止法」を一部改正 ・吹付石綿使用建築物の解体等の作業に係る規制 ・有害大気汚染物対策の推進 ・自動車中排ガスに係る許容限度の設定対象に原動機付自転車を追加 ・事故時の措置の拡大他（9. 4. 1施行） 8. 6 「水質汚濁防止法」を一部改正 ・汚染された地下水の浄化制度 ・事故時の措置の対象に油の流出を追加（9. 4. 1施行） 8.12 「騒音規制法施行令」を一部改正（特定施設及び特定建設作業の追加）（9.10. 1施行） 9. 2 大気環境基準を追加（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン） 9. 2 「大気汚染防止法施行規則等」の一部を改正する総理府令 9. 2 指定物質抑制基準を設定（上記3物質の排出口における濃度基準） 9. 3 地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示

【平成9年～11年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
		9. 6 「環境影響評価法」を公布 (9. 12. 12一部施行、11. 6. 12施行) 9. 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を一部改正(減量化・リサイクルの推進等) (9. 12. 7施行)
	9. 7 「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」を制定 (9. 7. 8施行) 9. 7 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定 (10. 1. 1施行)	9. 8 「大気汚染防止法施行令」を一部改正(ダイオキシン類を指定物質へ追加等)(9. 12. 1施行) 9. 8 ダイオキシン類の指定物質抑制基準を設定(9. 12. 1施行)
	10. 2 「千葉県地域公害防止計画(9～13年度)」を策定 10. 3 「千葉県一般廃棄物処理マスタープラン」を策定 10. 6 「千葉県環境影響評価条例」を制定(11. 6. 12施行)	10. 6 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」を制定 (10. 6. 5公布) 10. 6 「地球温暖化対策推進大綱」を策定
10. 7 「市川市環境基本条例」を制定	10. 7 「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」を策定(10. 8公表)	
10. 7 市川市公害防止条例を全部改正し、「市川市環境保全条例」を制定		
10. 7 市川市環境調整会議を設置	10. 8 「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」を制定 (10. 12. 1施行)	
		10. 9 騒音に係る環境基準を改定 (11. 4. 1施行)
10. 10 市川市公害防止条例施行規則を全部改正し、「市川市環境保全条例施行規則」を制定	10. 10 「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」(上乗せ条例)を一部改正	10. 10 「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定
	11. 3 「千葉県ごみ処理広域計画」を策定	
	11. 3 「千葉県エコタウンプラン」を策定	
11. 4 環境管理課を「環境政策課」に名称変更	11. 4 「千葉県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を一部改正	
11. 4 「市川市環境保全条例」「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正		
11. 4 「工場等の緑化に関する要綱」「市川市近隣騒音防止指導要綱」「市川市特定建設作業の実施に関する指導要綱」を改正		
11. 4 市川市環境マネージャー会議を設置		
11. 5 「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正		

【平成 11 年～13 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
11. 9 第Ⅰ期市川市環境市民会議が市川市環境基本計画策定にあたっての市民提案書を提出 11. 10 大型ごみ収集有料化を実施 12. 2 「市川市環境基本計画」を策定 12. 2 クリーンセンターがISO14001を認証取得 12. 4 「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正 12. 11 環境保全協定を締結 13. 1 「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正 13. 3 第Ⅱ期市川市環境市民会議が「地球温暖化防止のための市民行動計画」を市長へ提出 13. 4 「環境ISO推進課」を設置 13. 4 市川市役所率先行動計画「エコアップいちかわ21」を策定	11. 6 千葉県レッドデータブック（植物編）を公表 11. 12 「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」を制定（12. 4. 1施行） 12. 1 千葉県環境研究所がISO14001を認証取得 12. 3 「ちば21ごみゼロプラン（第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針）」を策定 12. 5 千葉県レッドデータブック動物編を公表 12. 12 「千葉県地球温暖化防止計画」を策定 13. 5 千葉県レッドデータブックー普及版ーを公表 13. 6 「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」を策定（13. 5. 28施行）	11. 7 「騒音規制法」を一部改正（自動車騒音の状況の常時監視） 12. 1 「ダイオキシン類対策特別措置法」を公布（12. 1. 15施行） 12. 3 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を改正（12. 4. 1施行） 12. 6 「循環型社会形成推進基本法」を制定 12. 6 「建設リサイクル法」を公布 12. 6 「食品リサイクル法」を公布 12. 6 「グリーン購入法」を公布（13. 4. 1全面施行） 12. 12 環境基本計画の変更についてを閣議決定 13. 1 環境庁から環境省へ改正 13. 4 「環境省における平成13年度環境物品の調達の推進を図るための方針」を公表 13. 4 「食品循環資源の再生利用等に関する法律施行令」を公布 13. 4 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法施行令」を一部改正 13. 4 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」を一部改正 13. 6 「排水基準を定める環境省令」を一部改正（ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の追加） 13. 6 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を公布 13. 6 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を公布 13. 6 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定

【平成 13 年～14 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
13. 9 「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正 13. 10 「市川市役所のグリーン購入に関する指針と調達方針」を策定 14. 3 本庁舎・分庁舎・消防局で ISO14001 を認証取得 14. 3 「いちかわじゅんかんプラン 21」を策定 14. 4 環境部と清掃部が合併し、「環境清掃部」に組織改正 14. 4 「市川市環境保全条例」を一部改正 14. 4 自然環境課を新設 14. 4 第Ⅲ期市川市環境市民会議が「環境家計簿の普及とマイバッグ運動の推進の方法」を市長へ提出	14. 2 本庁舎で ISO14001 を認証取得 14. 2 「ちば環境再生計画」を策定 14. 3 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」を一部改正 14. 3 「千葉県環境保全条例」を一部改正 14. 3 「千葉県廃棄物処理計画」を策定 14. 3 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例」を制定 14. 3 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を制定 14. 3 「印旛沼及び手賀沼に係る第 4 期湖沼水質保全計画」を策定 14. 7 東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定 14. 7 東京湾に係る化学的酸素要求量に係る総量規制基準、窒素含有量に係る総量規制基準、りん含有量に係る総量規制基準を告示（14. 10. 1 施行） 14. 7 「千葉県分別収集促進計画」（15～19 年度）を策定 14. 7 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例施行規則」を制定（15. 4. 1 施行） 14. 7 「千葉県環境保全条例施行規則」を一部改正（15. 4. 1 施行） 14. 7 「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」を告示（15. 4. 1 施行）	13. 11 「水質汚濁防止法」を一部改正 13. 11 「ダイオキシン類対策特別措置法」を一部改正 14. 4 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を一部施行 14. 5 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を一部施行 14. 5 「土壌汚染対策法」を公布（15. 2. 15 施行） 14. 6 「地球温暖化対策の推進に関する法律」を一部改正 14. 7 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」を一部改正（水底の底質の基準の追加） 14. 7 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」を制定 14. 7 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」を一部改正（水質基準対象施設 4 施設の追加）（14. 8. 15 施行） 14. 7 「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正

【平成 14 年～16 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
14. 9 「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」を一部改正 14. 9 「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則」を一部改正 14. 10 資源物とごみの12分別収集を全市域で開始	14. 9 「千葉県エコタウンプラン」を変更承認 14. 10 「千葉県資源循環型社会づくり計画」(14～22年度)を策定	14. 8 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPS条約)」加入
15. 3 「市川市生活排水対策推進計画」を改訂	15. 3 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出に関する条例施行規則」を一部改正(15. 3. 4 公布) 15. 3 「千葉県特定鳥獣保護管理計画」を策定(15. 4. 1 施行) 15. 3 「千葉県立自然公園条例」を一部改正(15. 4. 1 施行) 15. 3 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」を制定(15. 5. 18 施行) 15. 4 「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定 15. 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行催促を公布 15. 5 「バイオマス立県ちば推進方針」を策定	14. 10 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を全面施行 14. 10 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を全面施行 14. 12 燃料電池自動車を政府導入 14. 12 「農薬取締法」を一部改正 15. 1 「自然再生推進法」を施行 15. 1 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」を一部施行 15. 2 「土壤汚染対策法」を施行 15. 3 「公害健康被害の補償等に関する法律」を公布・一部施行 15. 3 「自然公園法施行規則」を一部改正
15. 6 「市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を一部改正	15. 4 「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定 15. 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行催促を公布 15. 5 「バイオマス立県ちば推進方針」を策定	15. 4 「自然再生基本方針」を決定
15. 7 「市川市ひとり暮らしの高齢者等に対する大型ごみサポート収集の実施に関する要綱」を制定 15. 8 「市川市エコライフ推進員設置要綱」を制定	15. 7 「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定	15. 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を一部改正 15. 7 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定
15. 12 「市川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正	16. 3 千葉県資源循環社会づくり推進会議を設置 16. 3 千葉県レッドリスト(植物編)を公表	15. 8 自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を一部改正 15. 9 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を設定

【平成 16 年～17 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
16. 4 「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正	16. 4 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を一部改正	16. 4 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を一部改正
16. 6 「市川市環境保全条例」を一部改正		16. 5 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定
		16. 5 「大気汚染防止法」を一部改正
		16. 6 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を制定
		16. 6 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」を制定
		16. 6 「不法投棄撲滅アクションプラン」の公表、産業廃棄物不法投棄ホットラインを設置
		16. 7 全国地球温暖化防止活動推進センター「ストップおんだん館」を開設
	16. 10 「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」を変更承認	16. 8 打ち水大作戦の実施
	16. 12 「三番瀬再生会議」設置	16. 10 「第 1 回グリーン購入世界会議 in 仙台」を開催
17. 1 「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正		16. 12 気候変動枠組条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催
17. 2 ISO14001 の認証登録を更新		17. 2 京都議定書の発効記念行事の開催
	17. 3 悪臭防止法に基づく臭気指数規制区域の告知	17. 4 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（政府の実行計画）を閣議決定
		17. 4 「京都議定書目標達成計画」を閣議決定
		17. 5 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 1 回締約国会議」開催
		17. 5 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」制定
		17. 6 国連世界環境の日エコフェスティバル in 愛・地球博を開催
		17. 6 「わが家の環境大臣事業」キッチンオフイベントを開催
		17. 6 「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」を制定
	17. 7 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を一部改正	17. 7 知床の世界遺産登録
	17. 7 「千葉県分別収集促進計画」	
17. 8 アスベスト問題対策本部を設置		17. 11 ラムサール条約第 9 回締結国会議開催
17. 9 全国地下水サミット 2005 を開催		17. 11 気候変動枠組条約第 11 回締結国会議及び京都議定書第 1 回締結国会合開催

【平成 18 年～19 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
18. 3 「市川市自然環境保全再生指針」を策定	18. 3 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を一部施行	18. 2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」を制定
18. 4 「第一次市川市地球温暖化対策実行計画」を策定	18. 3 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を一部改正	18. 3 我が国における「国連持続可能な開発のための教育10年」実施計画を決定
18. 4 リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策担当分室を設置	18. 4 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例」を一部改正	
18. 5 いちかわ景観100選を決定	18. 6 「千葉県地球温暖化防止計画」を改正	18. 6 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を一部改正
		18. 6 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」を一部改正
18.10 第Ⅳ期市川市環境市民会議を設置		18.11 気候変動枠組条約第12回締結国会議及び京都議定書第2回締結国会合を開催
	18.12 三番瀬再生計画（基本計画）策定	
	19. 1 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」を一部改正	
19. 5 行徳野鳥観察舎が含有アスベストの除去のため、20年3月まで閉館	19. 3 印旛沼及び手賀沼に係る第5期「湖沼水質保全計画」の策定	
	19. 6 東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定	19. 6 「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」策定
	19. 6 東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」告示（19. 9. 1 施行）	19. 6 「エコツーリズム推進法」を制定
19. 7 「市川市環境保全条例」及び「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正		
19. 9 クリーンスパ市川運営開始	19. 9 「千葉県環境学習基本方針」を全面改正（19. 9.13施行）	
	19.10 「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」を制定（20. 4. 1施行）	
19.12 第Ⅴ期市川市環境市民会議を設置		19.11 「第三次生物多様性国家戦略」を策定
		19.12 気候変動枠組条約第13回締結国会議及び京都議定書第3回締結国会合関係国会合開催

【平成 20 年～21 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
20. 2 ISO14001の認証登録を更新		
20. 4 千葉商科大学との連携による特別講義「地域環境社会論」開講	20. 3 「千葉県環境基本計画」を策定 20. 3 「千葉県炭化水素対策指導要綱」を廃止 20. 4 「みんなで東京湾をきれいに する行動計画」を策定 20. 9 「千葉県廃棄物処理計画」を策定	20. 4 「エコツーリズム推進法」を 施行 20. 5 G8 環境大臣会合開催（神戸） 20. 6 「生物多様性基本法」を制定 20. 6 「エコツーリズム推進基本方 針」を閣議決定 20. 6 「地球温暖化対策の推進に関 する法律」の一部を改正 20. 6 「ごみ処理基本計画策定指針」 を改定 20. 7 G8 北海道洞爺湖サミット開催 20. 7 「低炭素社会づくり行動計画」 を閣議決定 20.10 「二酸化炭素排出量取引の国 内統合市場の試行的実施」を開 始 20.10 ラムサール条約湿地を国内で 新たに 4 箇所登録 20.10 自然再生推進法に基づく「自然 再生基本方針」の変更について 閣議決定 20.11 「オフセット・クレジット (J-VET)制度」を創設 20.12 気候変動枠組条約第14回締約 国会議及び京都議定書第 4 回 締約国会合等開催 21. 1 「絶滅のおそれのある野生動 植物種の生息域外保全に関す る基本方針」を策定 21. 1 「住宅用太陽光発電導入支援 対策費補助金」募集開始
21. 3 「市川市地球温暖化対策推進 プラン」策定	21. 3 「千葉県環境影響評価条例」の 一部改正（空港整備法及び航空 法の改正に伴う改正）	21. 3 「水質汚濁に係る環境基準の 水域類型の指定」の一部改正 （水生生物の保全に関わる水 質環境基準の類型指定）
21. 3 「市川市環境保全条例」を一 部改正（21. 7. 1施行）		21. 4 「土壌汚染対策法」の一部改正
21. 7 第VI期市川市環境市民会議を 設置		21. 7 「美しく豊かな自然を保護す るための海岸における良好な 景観及び環境保全に係る海岸 漂着物等の処理等の推進に関 する法律」の制定
21. 7 「市川市環境保全条例」を一 部改正		
21. 9 「いちかわじゅんかんプラン 21（ごみ処理編）」改定		21. 9 微小微粒子状物質による大気 汚染に係る環境基準の告示

【平成 21 年～23 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
		21. 10 土壌汚染対策法の汚染土壌処理業の許可の申請に関する省令施行 21. 11 「水質汚濁に関する環境基準」一部改正
22. 3 「いちかわじゅんかんプラン21（生活排水処理編）」改定	22. 1 「印旛沼流域水循環健全化計画」の策定 22. 2 県内48社と「環境の保全に関する協定」「環境の保全に関する細目協定」締結 22. 3 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」の廃止（千葉県中小企業振興資金に統合し環境保全資金を創設） 22. 9 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（ふっ素暫定排水基準の改正等） 22. 10 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（硝酸性窒素等の暫定排水基準適用期間の延長）	22. 3 生物多様性国家戦略2010決定 22. 5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の規定） 22. 6 「排水基準を定める省令」の一部改正（ふっ素等暫定排水基準値の改正等）
22. 11 地球温暖化対策推進協議会設立		22. 11 気候変動枠組条約第16回締結国会議（COP16）及び京都議定書第6回締約国会合
22. 12 「市川市環境保全条例」及び「市川市環境保全条例施行規則」を一部改正	22. 12 「千葉県立自然公園条例」、「千葉県自然環境保全条例」の一部改正	
23. 3 ISO14001の認証登録を返上し、市独自の環境マネジメントシステムの運用を開始	23. 3 第8次「千葉県廃棄物処理計画」策定 23. 3 「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正 23. 3 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の一部改正	23. 3 「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（ばい煙測定結果に係る記録・保存等） 23. 3 「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（排水等の測定方法等の規定） 23. 10 「水質汚濁に係る環境基準」、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正（カドミウムの基準値変更） 23. 10 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（1.1-ジクロロエチレン環境基準及び排水基準の変更） 23. 10 「環境影響評価法施行令」及び「環境影響評価法施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等） 23. 11 「水質汚濁防止法施行例」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設の定義等）

【平成 23 年～24 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
24. 3 「第二次市川市環境基本計画」策定	24. 2 東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定	23. 11 「環境影響評価法施行令」の一部改正（風力発電の追加）
	24. 2 東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」告示	24. 3 「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正（有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準等）
24. 4 「市川市環境保全条例」を一部改正	24. 3 「千葉県排水水及び特定浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」の制定	
	24. 3 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1,1-ジクロロエチンの排水基準の変更）	
	24. 3 印旛沼及び手賀沼に係る第6期「湖沼水質保全計画」の策定	
	24. 3 「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正（方法書説明会の実施等）	
	24. 3 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」策定	
	24. 3 「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正	
	24. 3 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正	
		24. 5 「水質汚濁防止法施行令等」の一部改正（有害物質等（トランス-1,2-ジクロロエチン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジメチル）の追加）
		24. 6 「水質汚濁防止法」の一部改正（有害物質貯蔵指定施設等の追加）
	24. 7 「千葉県環境保全条例」の一部改正（排水の自主測定結果の記録の保存義務と事故時の措置について改正）	24. 8 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布
24. 9 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（排水の汚染状態の測定に関する規定の改正）		24. 8 「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（環境基準生活環境項目（ノニフェノール）の追加）
		24. 9 「生物多様性国家戦略2012－2020」閣議決定
		24. 9 「バイオマス事業化戦略」の決定

【平成 24 年～26 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
	24. 10 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（1,4-ジオキサン の排水基準の追加）	24. 10 「水質汚濁防止法施行令」 の一部改正（指定物質（ハク メレントラン）の追加）
	25. 2 「千葉県環境影響評価条例」の 一部改正（法対象事業の手続規 定の追加等）	24. 12 「ポリ塩化ビフェニル廃棄 物の適正な処理の推進に関 する特別措置法施行例」の 一部改正
25. 3 「第三次市川市生活排水対 策推進計画」策定	25. 3 千葉県環境影響評価条例施行 規則」の一部改正（法対象事業 の手続規定の追加等）	25. 3 「水質汚濁に係る環境基準 について」の一部改正（要 監視項目（4-tert-オクチフェノール、 アリン及び2,4-ジクロロフェノール） の追加）
25. 3 「第二次市川市地球温暖化 対策実行計画＜事務事業編 （暫定版）＞」策定	25. 3 「水質汚濁防止法に基づき排 水基準を定める条例」の一部改 正（上乗せ対象の特定施設の追 加）	
	25. 3 「千葉県自然公園特別地域に おける大規模な開発行為に係 る指導要綱」の一部改正	
	25. 3 「千葉県市町村災害廃棄物処 理マニュアル策定ガイドライ ン」の作成	
	25. 3 「千葉県県外産業廃棄物の適 正処理に関する指導要綱」の一 部改正	
	25. 3 「千葉県自然環境保全条例施 行規則」の一部改正	
25. 4 「市川市環境保全条例施行 規則」を一部改正		25. 5 「第三次循環型社会形成推 進基本計画」閣議決定
		25. 5 「地球温暖化対策の推進に 関する法律」の一部改正 （三ふっ化窒素の追加）ほか
		25. 5 「廃棄物処理施設整備計 画」閣議決定
		25. 6 「絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律」の一部改正
		25. 6 「特定外来生物による生態 系等に係る被害の防止に関
		25. 6 「大気汚染防止法」の一部 改正
26. 3 「生物多様性いちかわ戦略」 策定		26. 3 「特定外来生物被害防止基 本方針の変更について」閣 議決定
		26. 3 「災害廃棄物対策指針」策 定
26. 5 「市川市土砂等の埋立て等 による土壌の汚染及び災害 の発生の防止に関する条例 施行規則」の一部改正		26. 3 気候変動に関する政府間パネ ル（IPCC）第38回総会開催（於 神奈川県横浜市）

【平成 26 年～28 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
	26. 6 「千葉県環境影響評価条例施行規則」の一部改正	26. 6 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」の一部改正
	26. 6 「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境保全のための措置に関する指針を定める規則」の一部改正	26. 6 「大気汚染防止法」の一部改正
		26. 7 「水循環基本法」施行
		26. 8 「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正
		26. 8 「自然公園法施行規則」及び「自然環境保全法施行規則」の一部改正
		26.11 「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正 (カドミウム排水基準の変更)
		26.12 国連気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)及び京都議定書第10回締約国会合(COP/MOP10)(～11月14日、リマ・ペルー)
27. 3 環境検査センター廃止	27. 3 県内企業50社と環境保全細目協定を改定締結	
	27. 3 「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正	
27. 4 環境清掃部を分離し「環境部」「清掃部」へと組織改正	27. 4 「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」施行	27. 4 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行
27. 4 自然環境課を新設		
27. 4 生物多様性モニタリング調査開始		
27. 4 「市川市環境保全条例施行規則」の一部改正		
27. 5 「いちかわじゅんかんプラン21(ごみ処理編)」改定		27. 5 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」施行
		27. 5 「排水基準を定める省令」の一部改正
27. 8 「市川市環境保全条例施行規則」の一部改正		27. 8 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(非常災害時に関する規定)
		27.10 「水質汚濁防止法施行規則」の一部改正
27.11 「市川市環境保全条例施行規則」の一部改正		
28. 1 「市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」の一部改正		
28. 3 市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定	28. 3 第9次「千葉県廃棄物処理計画」策定	

【平成 28 年～29 年】

市の環境行政	県の環境行政	国の環境行政
	28. 5 「千葉県自然環境保全条例施行規則」の一部改正	28. 7 「排水基準を定める省令」の一部改正
	28. 9 「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～CO2CO2（コソコソ）スマートプラン～」を策定	
	28. 10 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正	
	28. 11 千葉県環境保全条例施行規則の一部改正	
	28. 12 千葉県環境保全条例施行規則の一部改正	
29. 3 「第二次市川市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編（暫定版）〉」の計画期間を平成32年度まで延長		
29. 4 ごみ収集回数の削減		29. 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（廃棄物の不適正処理への対応に関する規定）
29. 10 「第二次市川市環境基本計画」の改訂		
	30. 3 「千葉県災害廃棄物処理計画」策定	30. 3 「災害廃棄物対策指針」改正

■用語の解説

《五十音順》

【あ行】

【アスベスト（石綿）】

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性がある。

この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきた。

しかし、アスベスト（石綿）の繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、曝露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴である。

【アルキル水銀】

ある種の有機物が水銀に結合したもの（有機水銀）で、水俣病の原因となったメチル水銀・エチル水銀もアルキル水銀の一種である。人体に蓄積されると、中枢神経系統がおかされるなどの影響が出る。

【硫黄酸化物／SO_x】

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄（SO₂）について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

【一酸化炭素／CO】

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりする。

【上乗せ基準】

ばい煙、汚水などの排出の規制に関して地方自治体が定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいもの。

【オゾン層】

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれる。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

【汚濁負荷量】

水環境中に排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質の量であり、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排水量との積で表される。

【温室効果ガス】

赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体の総称。温室効果ガスがなければ-18℃にもなる地球は、これらが大気中に存在することで地表の気温が平均15℃程度に保たれている。この温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化である。

地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が削減の対象となっている。

【か行】

【化学的酸素要求量／COD】

BODと同じく水の汚れの指標の一つであり、この数値が大きいほど汚れていることを示す。単位はmg/Lで表す。水中の有機物を酸化する際に消費される酸素量の意味である。

【環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことで、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められている。この基準は法令（環境基本法等）に基づく行政上の目標であり、規制基準ではないため許容限度や受忍限度という意味合いはもたない。現在は、大気、水質、土壤汚染、騒音に関する環境基準が規定されている。

【環境基本法】

公害対策基本法に代わって平成5年11月に公布・施行された、環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。環境の保全に関する基本理念を明らかにするとともに、地球環境時代に対応した国・地方公共団体、事業者及び国民の責務などについて、総合的に定めている。

【揮発性有機塩素化合物】

沸点が低い化合物であり、脱脂性に富んでいるため、鍍金工場やドライクリーニング店等で多く使われている。しかし、平成元年6月、水質汚濁防止法の改正によって、有害物質を含んだ排水の地下浸透が禁止されたため、規制対象物質となった。

【空間放射線量】

一定時間内の空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。サーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。放射線モニタリングに使用される用語。

【クロロフィル a】

微細藻類の現存量を把握するための指標として、光合成に直接関与するクロロフィル a を定量するもの。内湾等が富栄養化すると、微細藻類が増殖し、クロロフィル a 濃度が増す。東京都では、50mg/m³以上を赤潮判定の目安としている。

【光化学オキシダント／O_x】

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN（ペルオキシアセチルナイトレート）等の強酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

【公共下水道】

主として市街地の下水を排除、処理するためのもので、市町村が管理している。排除方法は、汚水・雨水を1本の管で排水する合流式と、雨水と汚水を別の管で排水する分流式がある。

【公共用水域】

通常は、河川、湖沼、港湾、沿岸海域などを指すが、広い意味では底質、用水路、側溝、排水路なども含む。終末処理場に接続している下水道は除く。

【さ行】**【サーベイメータ】**

小型で可搬式の放射線測定器のこと。放射線には、電離作用、蛍光作用などがあり、これらの作用を利用した放射線検出器を使用した測定器のことをサーベイメータ（放射線測定器）という。

シンチレーション式サーベイメータは、放射線による蛍光作用を利用して放射線を検出するもの。

【里山】

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持もしくは管理がなされており、もしくはかつてなされていた一団の樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地をいう。

【浄化槽】

水洗し尿や生活排水を沈澱分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置をいう。

水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止された。

【振動レベル】

振動の大きさを表す加速度レベルに振動感覚の補正を加えたもので、通常、振動レベル計で測定して得られた値をいう。

【水素イオン濃度／pH】

液体の酸性・アルカリ性を表す指標であり、この数値が7より小さければ酸性、7付近であれば中性、7より大きければアルカリ性である。なお、特殊な場合を除き、河川の表流水はpH7付近であり、また海水はpH8付近とややアルカリ性になっている。

【生態系】

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムをさす。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われる。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響しあいつつ継続的な安定した関係を保っている。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに住んでいたいくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがある。

【生物化学的酸素要求量／BOD】

水の汚れの指標の一つで、この値が大きいほど水中に有機物が多く、汚れていることを示し、単位はmg/Lである。具体的には、水中の有機物が微生物などによって酸化分解される際に消費される酸素量（20℃の条件下で5日間）のことである。

【生物多様性】

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色、形、大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでいる。このような自然界における生物のありようを「生物多様性」といい、遺伝子、種、生態系という、それぞれのレベルで捉えることができる。生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、生物進化の長い歴史の結果としてつくられてきたものである。

【絶滅危惧種】

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅したり、絶滅寸前に追いやられている動植物の種を分類するもの。環境省のレッドデータブックにおいて、大きくは「絶滅危惧Ⅰ類」・「絶滅危惧Ⅱ類」があり、前者はさらにⅠA類とⅠB類に細分される。絶滅の危険性が高いものから順に、ⅠA類・ⅠB類・Ⅱ類と位置づけられている。なお、絶滅の危険度は小さいが、生息条件の変化によって絶滅危惧に移行する可能性のある種を準絶滅危惧種としている。

【瀬(せ)・淵(ふち)】

川には、流れが速く水深が浅い場所と流れが遅く水深が深い場所がある。この流れが速く浅い場所を瀬、その前後で流れが穏やかで深いところを淵と呼ぶ。瀬や淵は、魚類の餌場や休息の場となる重要な生息地である。

【騒音レベル】

音は同じ音圧でも周波数が違うと、人間の耳には違う大きさの音として感じられる。耳の感覚補正を組み込んだ騒音計で計った値を騒音レベルという。

【総量規制】

環境基準を達成するため、特定地域内の個々の工場を単位として排出される汚染物質の総量（排出される量と汚染物質濃度の積）で規制する方式。大気汚染や水質汚濁に関する従来の規制方式では、排出ガスや排水に含まれる汚染・汚濁物質の濃度等を対象としていたが、それだけでは望ましい環境を維持できない場合に総量規制が行われる。総量規制には、大気汚染防止法（硫黄酸化物と窒素酸化物）、水質汚濁防止法（COD、窒素、リン）に基づくものがある。

【総量規制基準】

工場または事業場が集中している地域で、施設単位の規制では環境基準を確保することが困難である地域を、国が総量規制指定地域と定め、県が総量削減計画を策定して、特定工場等に対して総量規制基準を適用している。

本市を含む京葉臨海地域も総量規制が導入され、昭和53年3月1日より規制が行われている。

対象となる特定工場等の規模は、原燃料の重油換算量の合計が500L/h以上の工場・事業場である。

【た行】

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBの総称。塩素の付く位置・数の違いにより、多くの異性体が存在する。燃焼工程等において非意図的に発生する物質で、非常に毒性が強い。

【大腸菌群数】

河川水や海水などに、人間や動物の大腸やふん便中に見られる細菌群（大腸菌群）がどの程度含まれているかを表したもの。この値が高い水は、人畜のし尿などに汚染されている可能性が強く、また、有害な病原菌が存在している可能性もある。

単位は、河川・湖沼・海域ではMPN/100mLで表し、工場排水や下水の場合は個/mLを使う。

MPNは Most Probable Number（最大確率数）

の略で、MPN/100mLとは、100mL中に確率論上大腸菌群数がどの程度含まれていそうかという意味である。

【炭化水素／HC】

炭素と水素からできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学スモッグの原因物質の一つである。

【窒素酸化物／NO_x】

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素（NO₂）となる。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つである。

【中間処理施設】

廃棄物の無害化・減量化・再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、脱水、破碎、熔融等を行う施設をいう。

【低硫黄軽油】

現行、ディーゼル車の燃料に使われている軽油に含まれる硫黄分は500ppm以下に規制されているが、これを50ppm以下にした軽油。排出ガス低減に効果がある。

【等価騒音レベル／Leq】

変動する騒音を、一定時間の範囲内でこれと等しいエネルギーの定常騒音レベルで表したもの。単位はデシベル。新しく平成11年4月1日より施行された騒音に係る環境基準では、その評価手法として等価騒音レベルを用いている。

【毒性等量／TEQ】

種類によって異なるダイオキシン類の毒性を評価するためのもの。一番強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1とする換算係数（TEF）を用いて、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算する。数値の後ろにTEQをつけて表す。

【特別緑地保全地区】

都市内に残された緑地を県知事または市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区。この代償措

置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減免措置等がとられている。

〔な行〕

【燃料使用基準】

総量規制指定地域内で、総量規制基準が適用されない小規模な工場・事業場に対しては、燃料の硫黄含有率による燃料使用基準が適用される。

対象となるのは、原燃料の重油換算量の合計が50L/h以上500L/h未満の工場・事業場である。

〔は行〕

【微小粒子状物質／PM_{2.5}】

大気中に浮遊している物質のうち、粒径が2.5μm（マイクロメートル：100万分の1メートル）以下のもので、非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器等への影響が懸念されている。

【浮遊物質／SS】

水中で溶けずに浮遊している、粒子の直径が1μm以上2mm以下の小粒状物質のことで、1Lの水を目の細かい紙でろ過したときに残った物質の乾燥重量で表す。（単位はmg/L）それらの物質は、粘土・有機物・不溶性の物質などである。SSの値が大きいと、水は濁って光の透過を妨げるため、水域の自浄作用を阻害し、魚類の呼吸に悪影響を及ぼす。

【浮遊粒子状物質／SPM】

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10μm（マイクロメートル：100万分の1メートル）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険がある。

【ベクレル／Bq】

放射能を表す単位。1Bqは、1秒間に放射性同位元素（放射性核種）が1回壊変する場合の放射能を表す。

【ベンゼン】

芳香族炭化水素の1つでベンゾールともいう。

水に溶けにくく、有機溶剤に溶けやすい。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高い。合成ゴムや染料等の原料、ガソリンのアンチノック剤、溶媒等として広範に使用されている。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髓造血機能の障害がある。さらに、骨髓性白血病を起こし、発がん性があるとされる。我が国では、労働安全衛生法施行令により特定化学物質等として規制されている。

【ポリ塩化ビフェニル／PCB】

水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質をもつ工業的に合成された物質。

主に電気製品のコンデンサ、トランス、熱媒油・潤滑油、感圧複写紙に利用されていた。

健康及び環境への有害性が確認され、昭和47年に製造が禁止されたが、分解されにくいため、広範に環境中に残留していることが確認されている。

〔や行〕

【優先取組物質】

現在、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質が挙げられており、このうち、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる23物質が優先取組物質として指定され、地方公共団体のモニタリング等が規定されている。優先取組物質では、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類について環境基準が設定されている。

【要請限度】

総理府令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合、道路管理者等に対し改善措置を要請することができる。

【溶存酸素量／DO】

水中に溶けている酸素の量を意味し、単位はmg/Lである。酸素が水中に溶ける最大量はそのときの温度と気圧によって決まっているが、水中に汚染源となる有機物が増えると、それを分解する微生物によって、酸素は消費されて減少する。魚の生息には5mg/L以上が望ましく、5mg/L未満では魚の成長などに悪影響が現れ、3mg/L未満になると魚は呼吸困難を起こす。

〔ら行〕

【流域下水道】

下水道のうち、2つ以上の市町村内の排水を集め、終末処理場で処理する施設で県が管理している。排除方法は、全ての区域で雨水と汚水を別の管で排水する分流式となっている。

【粒子状物質／PM】

自動車から排出されるPMには、黒煙、硫酸塩及び軽油や潤滑油の未燃焼分が含まれている。

【レッドデータブック】

絶滅の恐れのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。国際自然保護連合によって1966年に初めて発行された。

日本では、1991年に環境庁（現環境省）が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで発

行し、2000年から改訂版が順次発行されている。また千葉県においても、「千葉県の保護上重要な野生生物―千葉県レッドデータブック―」として1999年に植物版が発行され、順次発行改訂されている。

《アルファベット順》

【BOD／生物化学的酸素要求量】

→生物化学的酸素要求量を参照

【CO／一酸化炭素】

→一酸化炭素を参照

【COD／化学的酸素要求量】

→化学的酸素要求量を参照

【DO／溶存酸素量】

→溶存酸素量を参照

【GWP】(Global Warming Potential)

地球温暖化係数。二酸化炭素を1とした時の単位質量あたりで地球温暖化に与える影響の程度のこと。メタンは25、フロン類には数百から10,000を超えるものもある。

【HC／炭化水素】

→炭化水素を参照

【ISO14001】

国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が制定した環境マネジメントに関する規格。

環境マネジメントシステムは、「全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの」である。

【K値規制】

ばい煙発生施設単位の排出基準はK値規制と呼ばれ、排出口の高さに応じて排出量の許容量が定められている。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q:硫黄酸化物の排出量 (m³N/h)

K:地域によって異なる値で、市川市には1.75が適用されている

He:補正された排出口の高さ

【Leq／等価騒音レベル】

→等価騒音レベルを参照

【L10】

不規則に変動する振動を表す代表的な方法

【NO_x／窒素酸化物】

→窒素酸化物を参照

【O_x／光化学オキシダント】

→光化学オキシダントを参照

【PCB／ポリ塩化ビフェニル】

(polychlorinated biphenyls)

→ポリ塩化ビフェニルを参照

【pH／水素イオン濃度】

→水素イオン濃度を参照

【PM／粒子状物質】(Particulate Matter)

→粒子状物質を参照

【ppm】(parts per milion)

100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。

1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m³の中にその物質が1cm³含まれていること。

【ppmC】

揮発性有機化合物の濃度を表す単位の一つ。単一成分の場合、容積濃度を表すppmにその物質の炭素数を乗じたものが「ppmC」となる。

例えば、トルエン (C₇H₈) の場合、炭素数は7なのでトルエン濃度が1ppmの場合7ppmCになる。

混合ガスの場合は、それぞれの成分ごとに炭素数を乗じてppmCに換算したものを足し合わせる。

【SO_x／硫黄酸化物】

→硫黄酸化物を参照

【SPM／浮遊粒子状物質】

(Suspended Particulate Matters)

→浮遊粒子状物質を参照

【SS／浮遊物質】(Suspended Solid)

→浮遊物質量を参照

【Sv／シーベルト】(Sievert)

人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを測る物差しとして使われる単位で、グレイ（放射線が当たった物質が単位質量当たりに吸収したエネルギー量）を元に、放射線の種類による影響の強さと人体組織による影響の違いを考慮したもの。

【TEQ／毒性等量】(Toxic Equivalents)

→毒性等量を参照

表紙の写真

左上：東浜のミヤコドリ

右上：環境かるた

左下：東京外かく環状道路（高谷ジャンクション）

右下：キラリン・ピカリンのごみ分別教室

中央：こどもとしょかん環境デーでの打ち水体験

市川市環境白書（No.48）

平成30年（2018年）版

平成30年11月発行

編集発行 市川市環境部環境政策課

〒272-0033 市川市市川南 2-9-12（市川南仮設庁舎）

電話 047-712-6305
